第２期築上町障がい者計画

令和８年度～令和 17 年度

～支え合い　尊重し合う　共生のまち　築上町～

福岡県築上町

令和８年３月

はじめに

この度、全ての町民の皆様が、互いに個性を尊重し合い、支え合いながら生き生きと暮らせる社会を目指し、「第２期築上町障がい者計画」を策定いたしました。

本計画の策定にあたっては、障がいのある方々やご家族、そして支援に携わる皆様から、切実かつ貴重な「生の声」を直接伺ってまいりました。そして、お寄せいただいたお一人おひとりの想いを真摯に受け止め、本計画は、単なる行政の指針に留まらない、町の未来を描く「確かな道標」として取りまとめたものです。

基本理念を「支え合い　尊重し合う　共生のまち　築上町」とし、住み慣れた地域で安心して自分らしく暮らし続けることができる「共生社会」の実現を最優先事項として掲げています。

障がいがあることで選択肢が狭まることのないよう、教育や就労、生活支援から、文化・スポーツ活動に至るまで、ライフステージに応じた切れ目のない支援体制を構築してまいります。

また、本町が誇る豊かな自然と基幹産業である農業を活かした「農福連携」の推進は、本計画の重要な施策の一つです。農業と福祉が共に支え合う未来を目指し、誰かの「苦手」を誰かの「得意」で補い合う、そのような温かな循環が生まれるように、障がいのある方の社会参画と経済的自立を力強く後押ししてまいります。

築上町では、全ての町民の皆様の「幸福度が上がる」、ウェルビーイングなまちづくりを目指しています。そのためには、行政と町民の皆様が対話を通じて互いの理解を深め、小さな気づきを確かな施策へと繋げていくことこそが、真の共生社会への一歩となると確信しております。

今後、関係機関・団体と連携を図りながら、職員一丸となって、本計画の実行に取り組んでまいります。計画はつくることがゴールではありません。この計画に込めた「誰もが共に生きる」という理念を、一つひとつの施策を通じて町の隅々まで浸透させていくことが、私の使命であると考えております。皆様のより一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、貴重なご意見をいただきました町民の皆様及び策定委員会の皆様、ならびに関係団体の皆様に深く感謝申し上げます。

令和８年（2026 年）３月

築上町長　古市　照雄

目次

第１章　計画策定の趣旨 1

１．計画策定の背景 1
２．障がい者支援に関する国の動き 2
３．計画の位置づけ及び目的 3
４．計画期間 3

第２章　障がい者を取り巻く環境 4

１．築上町の人口・世帯数 4
２．築上町の障がい者などの状況 6
３．障がいのある方を支える地域資源 14

第３章　障がい者施策の課題整理 16

１．アンケート調査からみる現状 16
２．ヒアリング調査からみる現状 22
３．障がい者施策の課題整理 28

第４章　計画の基本理念・目標 30

１．基本理念 30
２．基本方針・基本目標 30
３．施策の体系 31

第５章　施策の展開 32

１．差別解消・権利擁護 32
２．防災・防犯対策 33
３．就労支援の充実 36
４．多様な社会参加の促進 38
５．障がい児支援の充実 40
６．医療・福祉の充実 44
７．生活支援の充実 47
８．連携体制の構築 51

第６章　計画の推進体制 53

１．計画の周知・啓発 53
２．連携・協力による計画の推進 53
３．進捗状況の点検・評価・見直し 53

第７章　資料編 54

１．築上町障がい者福祉計画策定委員会設置要綱 54
２．第２期築上町障がい者計画策定委員会委員名簿 56
３．条例・要綱 57
４．障がいのある方を支えるサービスについて 69
５．用語集 70
６．策定経過 80

第１章　計画策定の趣旨

Ⅰ．計画策定の背景

わが国における障がい福祉は、昭和45年に制定された「障害者基本法」を出発点として整備が進められてきました。同法は、障がいの有無に関わらず、全ての国民が相互に人格と個性を尊重し支え合い、地域社会で共に生活できる「共生社会」の実現を基本理念として掲げており、この理念を軸に、障がい者施策が拡充されてきました。

平成30年には「障害者総合支援法」が改正され、障がいのある方が望む地域生活を実現できるような支援の充実が図られました。また、障がいの重度化や障がいがある方の高齢化、医療的ケア児の支援について対応するためのサービスの新設も行われました。その後、令和６年の改正では、障がい者の地域生活や就労に対する支援が強化されました。

また、令和３年には「障害者差別解消法」が改正され、障がいがある方が不利益を受けないようにするために状況に応じた合理的配慮を提供することが、民間の事業者にも義務化されました。同じく令和３年に施行された「医療的ケア児支援法」では、国や地方公共団体が医療的ケア児に対する支援を行う責任を負うことが明記されました。

さらに令和５年には「障害者基本計画（第５次）」が閣議決定されました。第５次計画では、共生社会の実現に向け、障がいのある方が自らの決定に基づいて社会活動に参加し、その能力を最大限に発揮して自己実現できるよう支援することと共に、障がいのある方の社会参加を制約する社会的障壁を除去することを計画の理念としています。

こうした動向を踏まえ、築上町（以下、「本町」という。）でも平成27年に「第１期築上町障害者計画」を策定し、障がい者に関連する取り組みの方向性を示してきました。今回、第１期計画の期間が終了することに伴い「第２期築上町障がい者計画」（以下、「本計画」という。）を策定します。本計画においても、国や県の計画と連動し、「築上町総合計画」などの関連計画との整合性を図りながら策定します。

本計画では、「障がい」の表記につきまして、「がい」の字をひらがなとしていますが、法律名や固有名詞は漢字表記のままとしております。

２．障がい者支援に関する国の動き

年	事項	概要
平成28年	障害者差別解消法の施行	・障がいを理由とする差別の禁止 ・差別解消の取り組みの義務化
	障害者雇用促進法の施行	・国や自治体における合理的配慮の提供が義務化
	成年後見制度利用促進法の施行	・国において成年後見制度利用促進基本計画の策定及び成年後見制度利用促進会議などの設置
	発達障害支援法の一部を改正する法律の施行	・「発達障がい者」の定義の改正、「社会的障壁」の定義の改正 ・国や自治体における相談体制の整備の責務の明記
平成30年	障害者雇用促進法の改正	・障がい者雇用義務の対象に精神障がい者が加わる
	障害者総合支援法及び児童福祉法の改正	・自立生活援助の創設、就労定着支援の創設、居宅訪問型児童発達支援の創設 ・障がい児サービス提供体制の計画的な構築
令和元年	障害者雇用促進法の改正	・「障害者活躍推進計画」策定の義務化（地方公共団体）
	読書バリアフリー法の施行	・視覚障がいや発達障がいなどがある人の読書環境の整備を目的とする
令和２年	障害者雇用促進法の改正	・事業主に対する給付制度、優良事業主としての認定制度の創設 ・「障害者活躍推進計画」の作成、公表の義務化
令和３年	障害者差別解消法の改正	・合理的配慮の提供義務の拡大（民間事業者も対象に）
	医療的ケア児支援法の施行	・こどもや家族が住んでいる地域に関わらず適切な支援を受けられることを基本理念に位置づけ、国や自治体に支援の責務を明記
令和４年	障害者総合支援法の改正	・グループホーム入居者の一人暮らしへの移行支援（希望する方）を進める
	障害者雇用促進法の改正	・週20時間未満で働く精神障がい者などについて、法定雇用率の算定対象に加える
	情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の施行	・障がい者による情報の取得利用・意思疎通に係る施策を総合的に推進
	障害者基本計画（第５次）の閣議決定	・家族に対する相談支援や虐待防止委員会の設置 ・共生社会の推進
令和６年	改正障害者差別解消法の施行	・令和3年に改正された障害者差別解消法が施行

３．計画の位置づけ及び目的

本計画は、障害者基本法（第11条第３項）に基づく「市町村障害者計画」であり、「築上町総合計画」を上位計画として、本町における障がい者施策を推進する基本的な計画です。

なお、令和６年度の「第７期築上町障がい福祉計画」「第３期築上町障がい児福祉計画」は、障害者総合支援法（第88条第１項）に基づく「市町村障害福祉計画」として、障がい（児）福祉サービス及び地域生活支援事業などの実施計画として策定しています。

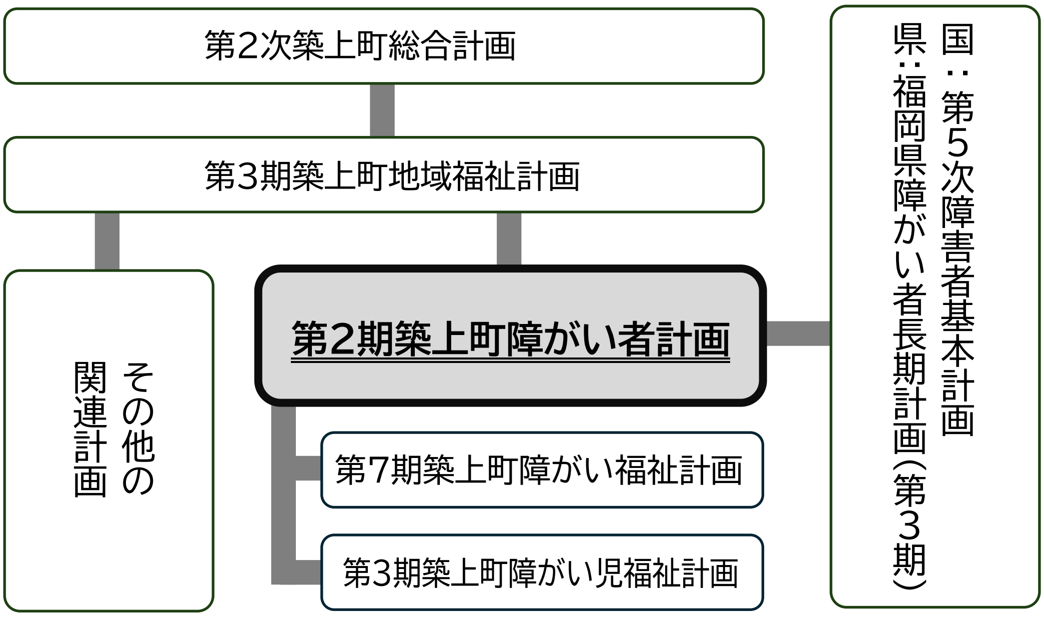

４．計画期間

本計画は令和８年度から令和17年度までを計画期間とします。

年度	R６	R７	R８	R９	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
障がい者計画	第１期計画		第２期計画									
障がい福祉計画 障がい児福祉計画	第７期計画 第３期計画			第８期計画 第４期計画			第９期計画 第５期計画			第10期計画 第６期計画		

第２章　障がい者を取り巻く環境

Ⅰ．築上町の人口・世帯数

（１）総人口・世帯数の推移

本町の人口は令和７年現在で16,219人であり、年々減少しています。また、総世帯数は8,523世帯で、世帯あたりの人員は1.9人となっています。

【総人口・世帯数の推移】

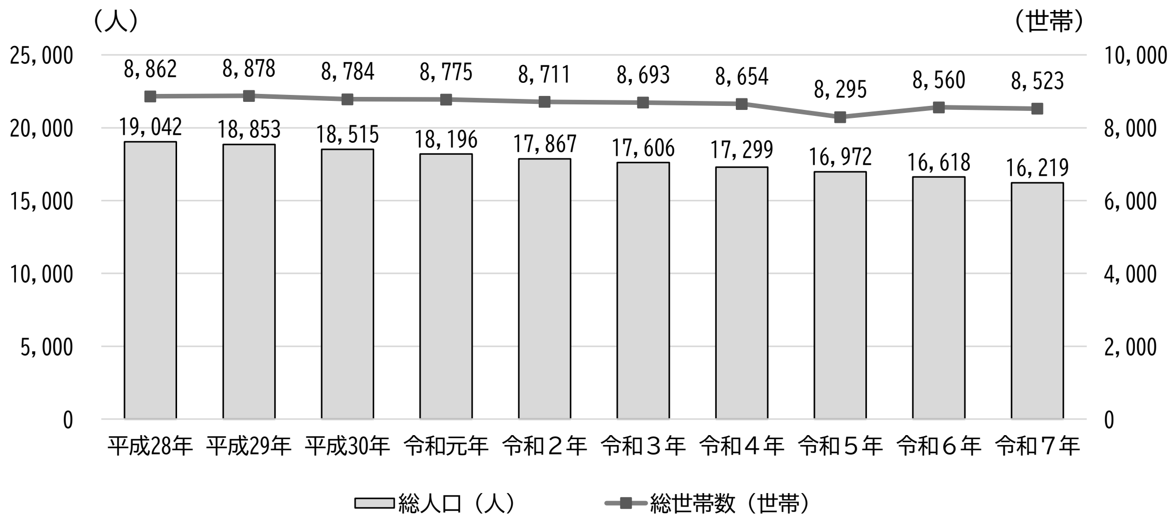

		平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和２年
総人口（人）		19,042	18,853	18,515	18,196	17,867
実数（人）	男性	9,168	9,122	8,962	8,830	8,697
	女性	9,874	9,731	9,553	9,366	9,170
構成比（%）	男性	48.1%	48.4%	48.4%	48.5%	48.7%
	女性	51.9%	51.6%	51.6%	51.5%	51.3%
総世帯数（世帯）		8,862	8,878	8,784	8,775	8,711
世帯当たりの人員（人）		2.1	2.1	2.1	2.1	2.1
		令和３年	令和４年	令和５年	令和６年	令和７年
総人口（人）		17,606	17,299	16,972	16,618	16,219
実数（人）	男性	8,602	8,390	8,295	8,111	7,892
	女性	9,004	8,909	8,677	8,507	8,327
構成比（%）	男性	48.9%	48.5%	48.9%	48.8%	48.7%
	女性	51.1%	51.5%	51.1%	51.2%	51.3%
総世帯数（世帯）		8,693	8,654	8,295	8,560	8,523
世帯当たりの人員（人）		2.0	2.0	2.0	1.9	1.9

資料：庁内資料（各年３月末）

※各割合は、小数点以下第２位で四捨五入したものです。
そのため、合計値と内訳の計が合致しない場合があります。

（２）年齢３区分別人口の推移

年齢３区分別人口の推移では、令和６年以降年少人口の割合が10％を下回っており、今後もさらに少子高齢化が進行すると考えられます。

【年齢3区分別人口の推移】

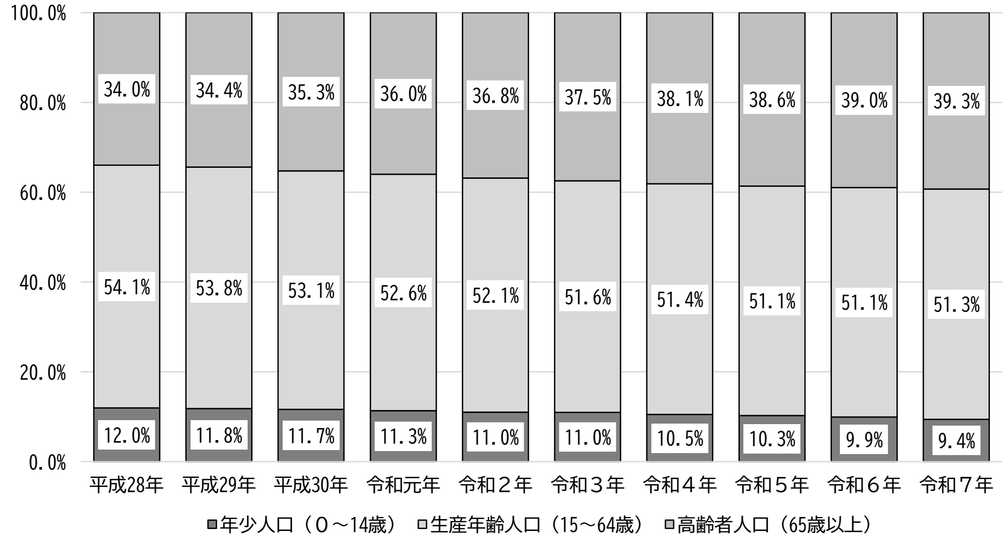

		平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和２年
総人口（人）		19,042	18,853	18,515	18,196	17,867
年少人口（０～14歳）	実数（人）	2,278	2,232	2,157	2,064	1,972
	構成比（％）	12.0%	11.8%	11.7%	11.3%	11.0%
生産年齢人口（15～64歳）	実数（人）	10,294	10,137	9,827	9,579	9,313
	構成比（％）	54.1%	53.8%	53.1%	52.6%	52.1%
高齢者人口（65歳以上）	実数（人）	6,470	6,484	6,531	6,553	6,582
	構成比（％）	34.0%	34.4%	35.3%	36.0%	36.8%
総世帯数（世帯）		8,862	8,878	8,784	8,775	8,711
世帯当たりの人員（人）		2.1	2.1	2.1	2.1	2.1

		令和３年	令和４年	令和５年	令和６年	令和７年
総人口（人）		17,606	17,299	16,972	16,618	16,219
年少人口（０～14歳）	実数（人）	1,932	1,814	1,743	1,651	1,525
	構成比（％）	11.0%	10.5%	10.3%	9.9%	9.4%
生産年齢人口（15～64歳）	実数（人）	9,079	8,890	8,670	8,488	8,323
	構成比（％）	51.6%	51.4%	51.1%	51.1%	51.3%
高齢者人口（65歳以上）	実数（人）	6,595	6,595	6,559	6,479	6,371
	構成比（％）	37.5%	38.1%	38.6%	39.0%	39.3%
総世帯数（世帯）		8,693	8,654	8,295	8,560	8,523
世帯当たりの人員（人）		2.0	2.0	2.0	1.9	1.9

資料：庁内資料（各年３月末）

※各割合は、小数点以下第２位で四捨五入したものです。

そのため、合計値と内訳の計が合致しない場合があります。

２．築上町の障がい者などの状況

（１）築上町の障がい者の状況

本町の障がい者数は、令和７年時点で1,214人となっており、総人口16,219人に占める割合は7.5%です。平成28年から令和７年にかけてゆるやかに減少していますが、総人口に占める割合としては大きな変化はありません。

手帳種類別にみると、最も割合が高いのは身体障害者手帳所持者で、令和７年時点で全体の64.3%を占めています。また、平成28年と比較すると、療育手帳所持者と精神障害者保健福祉手帳所持者の占める割合が高くなっています。

【障がい者数の推移】

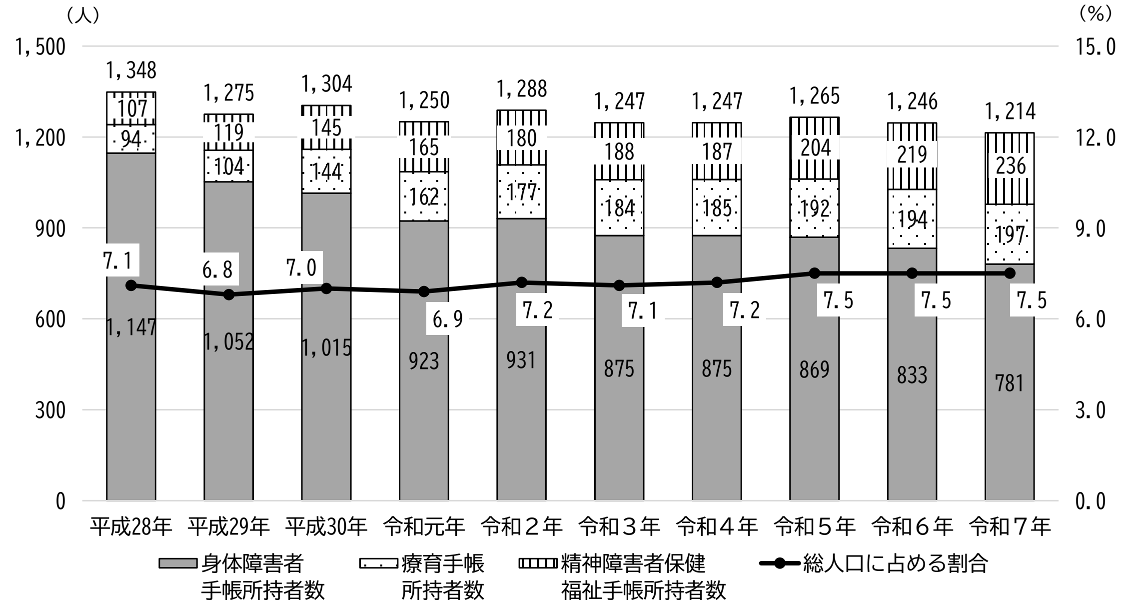

		平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和２年
実数（人）	身体障害者手帳所持者数	1,147	1,052	1,015	923	931
	療育手帳所持者数	94	104	144	162	177
	精神障害者保健福祉手帳所持者数	107	119	145	165	180
	合計	1,348	1,275	1,304	1,250	1,288
構成比（%）	身体障害者手帳所持者数	85.1%	82.5%	77.8%	73.8%	72.3%
	療育手帳所持者数	7.0%	8.2%	11.0%	13.0%	13.7%
	精神障害者保健福祉手帳所持者数	7.9%	9.3%	11.1%	13.2%	14.0%
	合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
総人口に占める割合（%）		7.1%	6.8%	7.0%	6.9%	7.2%

資料：庁内資料（各年３月末）

※各割合は、小数点以下第２位で四捨五入したものです。
そのため、合計値と内訳の計が合致しない場合があります。

		令和３年	令和４年	令和５年	令和６年	令和７年
実数（人）	身体障害者手帳所持者数	875	875	869	833	781
	療育手帳所持者数	184	185	192	194	197
	精神障害者保健福祉手帳所持者数	188	187	204	219	236
	合計	1,247	1,247	1,265	1,246	1,214
構成比（%）	身体障害者手帳所持者数	70.2%	70.2%	68.7%	66.9%	64.3%
	療育手帳所持者数	14.8%	14.8%	15.2%	15.6%	16.2%
	精神障害者保健福祉手帳所持者数	15.1%	15.0%	16.1%	17.6%	19.4%
	合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
総人口に占める割合（%）		7.1%	7.2%	7.5%	7.5%	7.5%

資料：庁内資料（各年３月末）

※各割合は、小数点以下第２位で四捨五入したものです。

そのため、合計値と内訳の計が合致しない場合があります。

（２）身体障害者手帳所持者の状況

身体障害者手帳所持者数の推移をみると、全体の所有者は、令和２年を除いて、年々減少傾向にあります。

等級別にみると、「１級」が占める割合が最も高く、次いで「４級」、「３級」となっています。

また、障がい種別では、「肢体不自由」の占める割合が最も高く、次いで「内部障害」、「聴覚障害」となっています。

【身体障害者手帳所持者の推移】

《等級別》

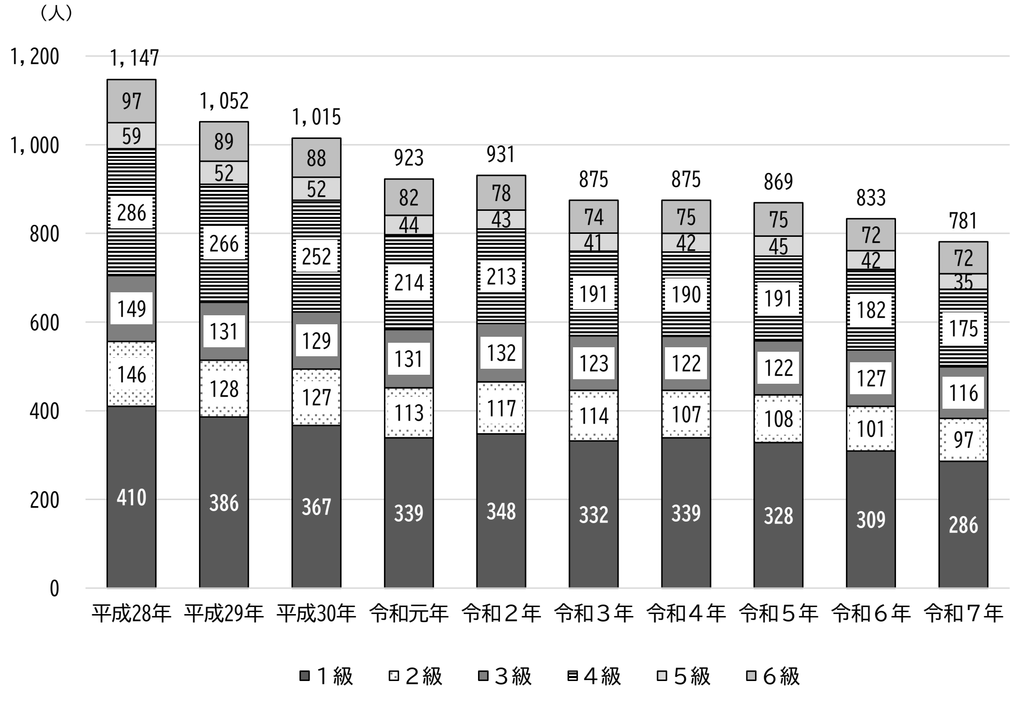

資料：庁内資料（各年３月末）

		平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和２年
実数（人）	１級	410	386	367	339	348
	２級	146	128	127	113	117
	３級	149	131	129	131	132
	４級	286	266	252	214	213
	５級	59	52	52	44	43
	６級	97	89	88	82	78
	合計	1,147	1,052	1,015	923	931
		令和３年	令和４年	令和５年	令和６年	令和７年
実数（人）	１級	332	339	328	309	286
	２級	114	107	108	101	97
	３級	123	122	122	127	116
	４級	191	190	191	182	175
	５級	41	42	45	42	35
	６級	74	75	75	72	72
	合計	875	875	869	833	781

資料：庁内資料（各年３月末）

《種類・等級別》

		１級	２級	３級	４級	５級	６級	合計
実数（人）	視覚障害	35	19	1	3	5	3	66
	聴覚障害	7	17	10	8	0	44	86
	音声言語障害	0	2	4	3	0	0	9
	肢体不自由	59	59	61	93	30	25	327
	内部障害	185	0	40	68	0	0	293
	合計	286	97	116	175	35	72	781

資料:庁内資料(令和７年３月末)

（３）療育手帳所持者の状況

療育手帳所持者数の推移をみると、手帳所持者は年々増加し続けており、平成28年から令和７年にかけて103人増加しています。

等級別での人数の差はあまりありません。

【療育手帳所持者の推移】

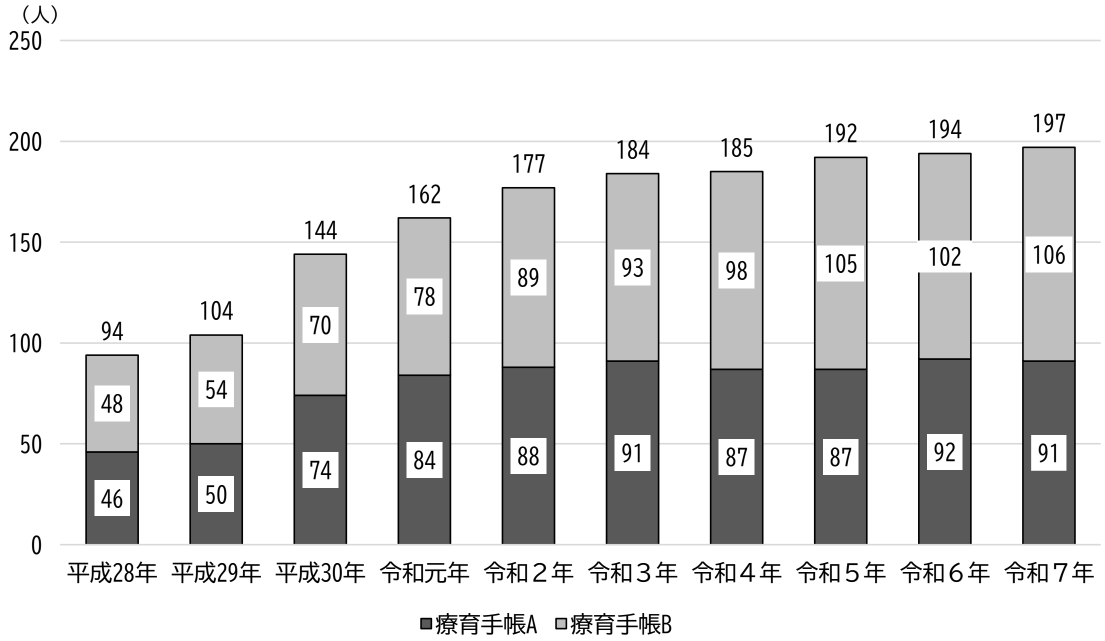

		平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和２年
実数（人）	療育手帳Ａ	46	50	74	84	88
	療育手帳Ｂ	48	54	70	78	89
	合計	94	104	144	162	177
構成比（%）	療育手帳Ａ	48.9%	48.1%	51.4%	51.9%	49.7%
	療育手帳Ｂ	51.1%	51.9%	48.6%	48.1%	50.3%
	合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
		令和３年	令和４年	令和５年	令和６年	令和７年
実数（人）	療育手帳Ａ	91	87	87	92	91
	療育手帳Ｂ	93	98	105	102	106
	合計	184	185	192	194	197
構成比（%）	療育手帳Ａ	49.5%	47.0%	45.3%	47.4%	46.2%
	療育手帳Ｂ	50.5%	53.0%	54.7%	52.6%	53.8%
	合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

資料：庁内資料（各年３月末）

（４）精神障害者保健福祉手帳所持者の状況

精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移をみると、手帳所持者は年々増加し続けており、平成28年から令和７年にかけて129人増加しています。

等級別にみると、「２級」が占める割合が最も高く、次いで「３級」、「１級」となっています。また、構成比をみると、「１級」の占める割合は年々減少しています。

【精神障害者保健福祉手帳所持者の推移】

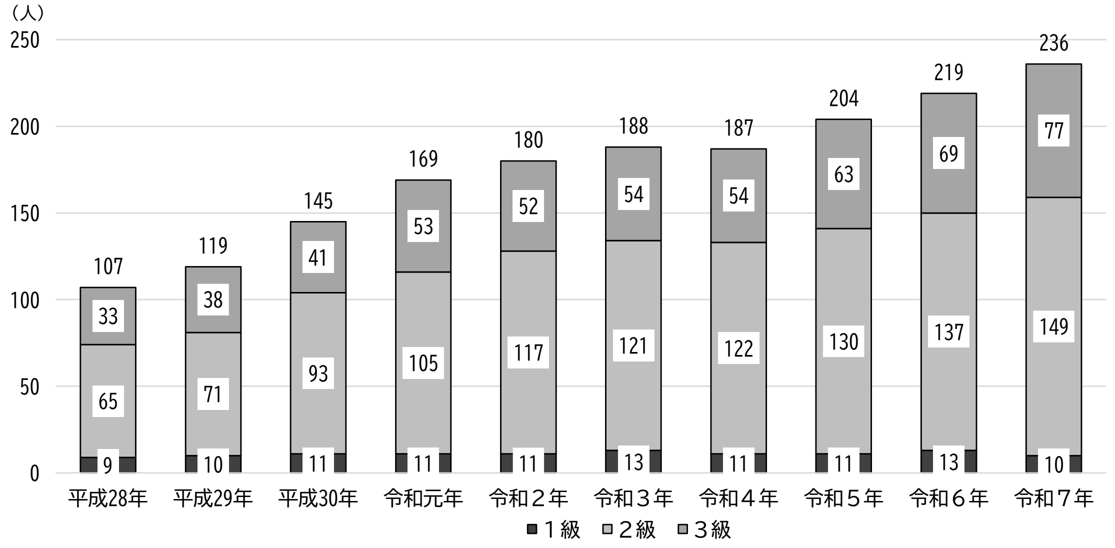

		平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和２年
実数（人）	１級	9	10	11	11	11
	２級	65	71	93	105	117
	３級	33	38	41	53	52
	合計	107	119	145	169	180
構成比（%）	１級	8.4%	8.4%	7.6%	6.5%	6.1%
	２級	60.7%	59.7%	64.1%	62.1%	65.0%
	３級	30.8%	31.9%	28.3%	31.4%	28.9%
	合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
		令和３年	令和４年	令和５年	令和６年	令和７年
実数（人）	１級	13	11	11	13	10
	２級	121	122	130	137	149
	３級	54	54	63	69	77
	合計	188	187	204	219	236
構成比（%）	１級	6.9%	5.9%	5.4%	5.9%	4.2%
	２級	64.4%	65.2%	63.7%	62.6%	63.1%
	３級	28.7%	28.9%	30.9%	31.5%	32.6%
	合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

資料：庁内資料（各年３月末）

※各割合は、小数点以下第２位で四捨五入したものです。
そのため、合計値と内訳の計が合致しない場合があります。

（５）障がい児の状況

就学前児童の状況は、「療育手帳Ａ」が３人、「療育手帳Ｂ」が８人となっています。

特別支援学級数は、小学校では平成28年から令和７年にかけて３学級増えて11学級となっています。中学校では、平成28年には学級数は０でしたが、令和７年には５学級に増加しています。

【町内における就学前児童の状況】

		人数
就学前身体障害者手帳所持者数		1
就学前療育手帳所持者数		11
	療育手帳A	3
	療育手帳B	8

【町内における就学の状況】

《町内の小中学校における特別支援学級の状況》

小学校						
		平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和２年
学校数（校）		8	8	8	8	8
特別支援学級数（学級）		8	8	9	9	10
児童数（人）		22	23	29	27	35
	１年生	1	3	5	5	8
	２年生	5	1	2	5	6
	３年生	7	7	2	2	6
	４年生	4	6	6	3	2
	５年生	2	4	6	5	5
	６年生	3	2	8	7	8
		令和３年	令和４年	令和５年	令和６年	令和７年
学校数（校）		8	8	8	8	8
特別支援学級数（学級）		9	11	11	12	11
児童数（人）		34	40	42	40	44
	１年生	3	6	4	2	4
	２年生	8	5	7	7	7
	３年生	6	10	5	7	8
	４年生	7	6	9	6	8
	５年生	4	7	8	10	6
	６年生	6	6	9	8	11

資料：庁内資料（各年３月末）

中学校						
		平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和２年
学校数（校）		2	2	2	2	2
特別支援学級数（学級）		0	2	2	3	4
生徒数（人）		0	3	4	10	15
	１年生	0	2	1	7	5
	２年生	0	1	2	1	8
	３年生	0	0	1	2	2
		令和３年	令和４年	令和５年	令和６年	令和７年
学校数（校）		2	2	2	2	2
特別支援学級数（学級）		4	4	4	4	5
生徒数（人）		20	16	17	18	20
	１年生	7	4	6	8	6
	２年生	5	7	4	6	9
	３年生	8	5	7	4	5

資料：庁内資料（各年３月末）

《福岡県立築城特別支援学校の状況》

小学部						
		平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和２年
児童数（人）		9	12	13	12	13
	１年生	2	3	2	1	2
	２年生	2	2	3	2	1
	３年生	2	2	2	3	2
	４年生	2	2	2	2	4
	５年生	1	2	2	2	2
	６年生	0	1	2	2	2
		令和３年	令和４年	令和５年	令和６年	令和７年
児童数（人）		12	13	9	8	8
	１年生	1	3	0	1	1
	２年生	2	1	3	0	1
	３年生	1	2	1	3	0
	４年生	2	1	2	1	3
	５年生	4	2	1	2	1
	６年生	2	4	2	1	2

中学部						
		平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和２年
生徒数（人）		4	2	3	5	7
	１年生	1	1	1	3	3
	２年生	0	1	1	1	3
	３年生	3	0	1	1	1
		令和３年	令和４年	令和５年	令和６年	令和７年
生徒数（人）		8	6	8	8	8
	１年生	2	2	4	2	2
	２年生	3	1	2	4	2
	３年生	3	3	2	2	4

資料：庁内資料（各年３月末）

３．障がいのある方を支える地域資源

障がいのある方を支える地域資源として、以下の施設、人的資源があります。

（１）障がい者向け施設

サービス種別	施設名称
相談支援事業所	・障がい者相談センター「てのひら」 ・相談支援センター「きずな」 ・相談支援センター「空の窓」 ・相談支援事業所　LINK ONE
短期入所施設	・和光苑 ・共同生活介護事業所「こすもす」
グループホーム	・共同生活介護事業所「こすもす」 ・ペット共生型　障がい者グループホームわおん
施設入所支援施設	・和光苑
就労移行支援事業所	・ワークランド・こすもす
就労継続支援Ａ型事業所	・就労継続支援施設のぞみ ・就労支援センター　出逢い ・へブンハート
就労継続支援Ｂ型事業所	・ワークランド・こすもす ・とび梅学園 ・多機能事業所　奏 ・PLUS ONE ・ついきや ・へブンハート
生活介護事業所	・和光苑 ・第二ワークランド・こすもす ・陽光学園おやまだ ・ついきや

（２）障がい児・特別に支援が必要なこどもに関する施設及び教育施設

サービス種別	施設名称
特別支援学校	・福岡県立築城特別支援学校
児童発達支援事業所	・こどもデイサービス　おうこう
放課後等デイサービス事業所	・こどもデイサービス　おうこう ・放課後等デイサービス　WING ・放課後等デイサービス　りやん ・放課後等デイサービス　すてっぷ

（３）人的資源（町全体）

種別	人数	種別	人数
地域包括センター勤務の社会福祉士	２人	民生委員・児童委員	54人
知的障がい者相談員	１人	保護司	７人
身体障がい者相談員	２人	老人クラブ会員	804人
消防団員	447人	認知症サポーター数	1,119人
シルバー人材センター会員数	177人	ボランティア団体	３団体
保健師	８人		

第３章　障がい者施策の課題整理

Ⅰ．アンケート調査からみる現状

（１）調査概要

・　調査地域　　　：築上町全域
・　調査対象者　：令和７年７月１日現在、築上町に居住している手帳所持者
・　調査期間　　　：令和７年７月24日（木）～８月12日（火）まで
・　調査方法　　　：郵送配布、郵送回収、WEB調査

※各割合は、小数点以下第２位で四捨五入したものです。そのため、合計値と内訳の計が合致しない場合があります。

※複数回答（複数の選択肢から２つ以上の選択肢を選ぶ方式）の設問の場合、回答は選択肢ごとの有効回答数に対して、それぞれの割合を示しています。そのため、合計が100.0%を超える場合があります。

※図表については、単数回答は横棒グラフで、複数回答は表で示しています。

（２）結果の概要

①全てのアンケート対象者への設問

問　現在どこで暮らしていますか。（単数回答）

現在暮らしている場所については、「あなたの持ち家」の割合が49.0%と最も高く、次いで「家族の持ち家」が26.5%、「町営住宅・県営住宅」が6.9%となっています。

手帳の種類別にみると、身体障害者手帳所持者では「あなたの持ち家」が59.9%、療育手帳所持者と精神障害者保健福祉手帳所持者では「家族の持ち家」が65.3%と47.1%と、それぞれ最も高くなっています。

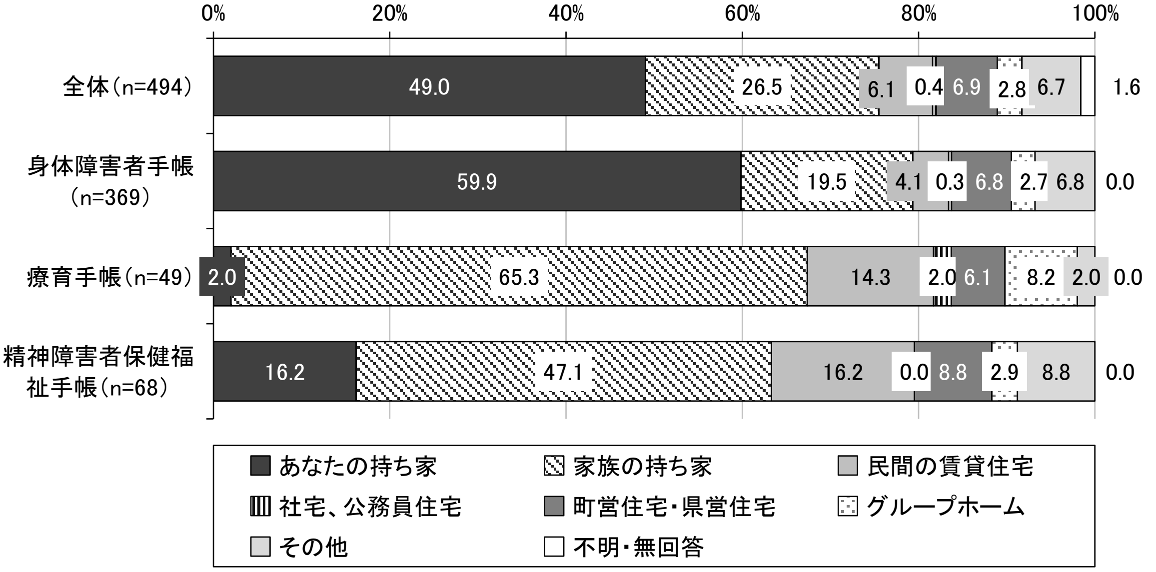

問　あなたは今後、どのように暮らしたいと思いますか。（単数回答）

今後どのように暮らしたいかについては、「在宅（自宅）で暮らしたい（家族などと同居、または、ひとり暮らし）」の割合が69.4%と最も高く、次いで「わからない」が9.3%となっています。

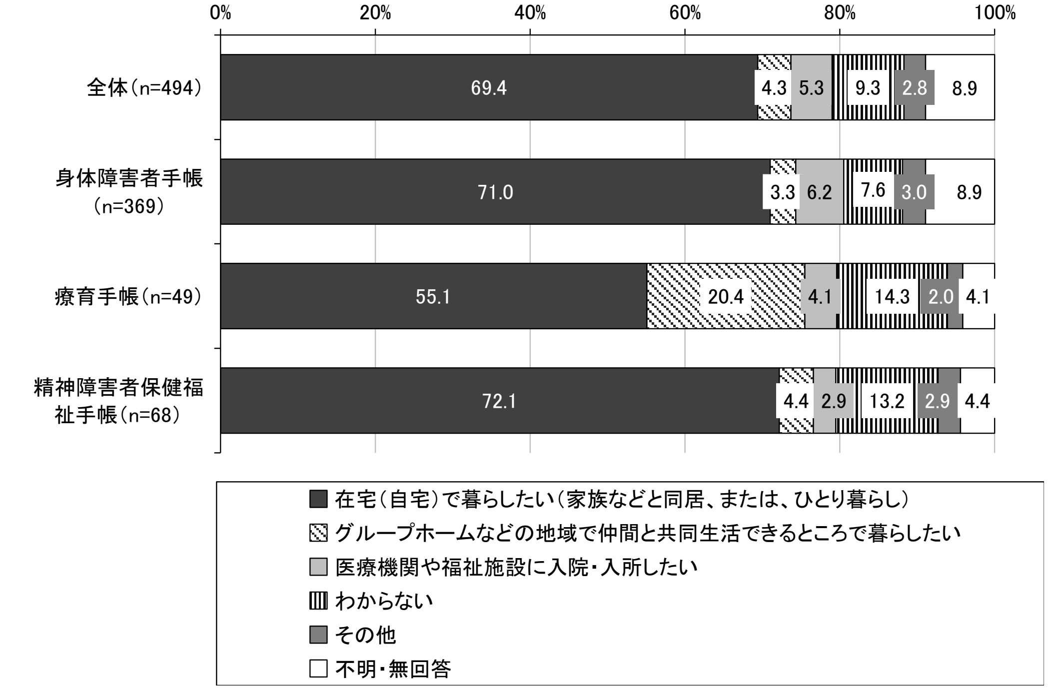

問　生活をしていく上で必要とするものは何ですか。（複数回答：あてはまるものを全て選択）

生活していく上で必要とするものについては、「特に必要なものはない」の割合が34.2%と最も高く、次いで「具合が悪いとき、いつでも診察してくれる病院など」が28.7%、「話し相手や相談ができる仲間」が24.1%となっています。

手帳の種類別にみると、身体障害者手帳所持者では「特に必要なものはない」が38.8%、療育手帳所持者では「具合が悪いとき、いつでも診察してくれる病院など」が44.9%、精神障害者保健福祉手帳所持者では「話し相手や相談ができる仲間」が42.6%と最も高くなっています。

単位：%	話し相手や相談ができる仲間	具合が悪いとき、いつでも診察してくれる病院など	サロンのようないこいの場所	具合が悪いとき、入院せず休息させてくれる施設	いつでも相談できる電話相談機関	医療機関の職員が訪問してくれる訪問看護サービス	相談にのってくれる専門の職員	ホームヘルパーが自宅に来て、調理などを手伝ってくれるサービス	自宅への弁当配達サービス	特に必要なものはない	その他	不明・無回答
全体（n=494）	24.1	28.7	9.9	13.4	8.5	7.9	16.8	9.7	9.7	34.2	4.7	9.9
身体障害者手帳（n=369）	20.6	25.2	8.7	11.9	6.8	7.9	11.7	10.6	10.6	38.8	4.6	9.2
療育手帳（n=49）	34.7	44.9	16.3	16.3	4.1	2.0	38.8	6.1	4.1	22.4	6.1	10.2
精神障害者保健福祉手帳（n=68）	42.6	41.2	5.9	25.0	20.6	10.3	32.4	8.8	7.4	20.6	5.9	7.4

問　地域の方とどのようなおつきあいをされていますか。（複数回答：あてはまるものを全て選択）

地域の方とのつきあいについては、「会ったときはあいさつをする」の割合が 73.7%と最も高く、次いで「世間話をする」が 35.4%、「町・自治体などの地域活動をする」が 16.4%となっています。

手帳の種類別にみると、全ての手帳で「会ったときはあいさつをする」が最も高くなっています。また、身体障害者手帳所持者では「世間話をする」が 41.2%、療育手帳所持者と精神障害者保健福祉手帳所持者では「つきあいがない」が 30.6%、29.4%と、２番目に高くなっています。

単位：%	会ったときはあいさつをする	世間話をする	一緒に出かける	町・自治会などの地域活動をする	スポーツやサークル活動をする	学校行事に参加する	つきあいがない	その他	不明・無回答
全体（n=494）	73.7	35.4	5.9	16.4	3.4	2.2	16.2	3.2	6.5
身体障害者手帳（n=369）	75.1	41.2	6.8	18.4	4.3	1.1	12.5	2.4	7.0
療育手帳（n=49）	69.4	2.0	4.1	8.2	2.0	8.2	30.6	8.2	0.0
精神障害者保健福祉手帳（n=68）	75.0	17.6	1.5	10.3	0.0	4.4	29.4	4.4	1.5

問　日常生活において、差別や疎外感を感じることはありますか。（単数回答）

日常生活で差別や疎外感を感じるかどうかについては、「ほとんどない」の割合が 40.5%と最も高く、次いで「まったくない」が 28.7%、「ときどきある」が 15.2%となっています。

手帳の種類別にみると、全ての手帳で「ほとんどない」が最も高くなっています。また、身体障害者手帳所持者では「まったくない」が 33.1%、療育手帳所持者と精神障害者保健福祉手帳所持者では「ときどきある」が 32.7%、25.0%と、２番目に高くなっています。

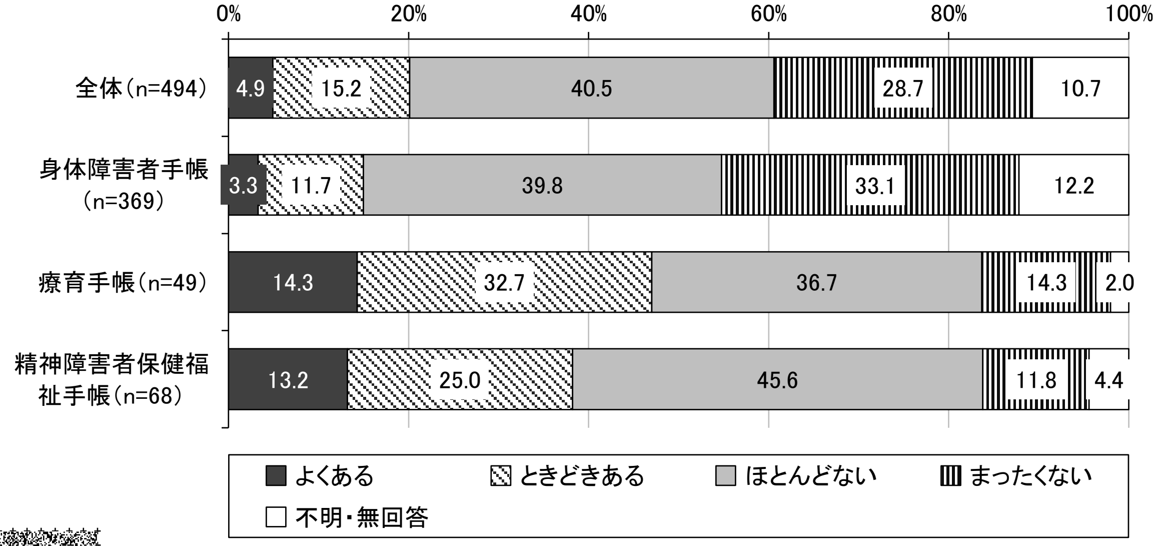

問　障がいのある人の文化・スポーツ活動などを活発にするために、どのようなことが必要だと思いますか。（複数回答：あてはまるものを３つまで選択）

障がいがある人の文化・スポーツ活動を活発にするために必要なことについては、「障がいのある人が参加しやすい体制づくり」の割合が 23.5%と最も高く、次いで「障がいのある人に配慮した施設・設備の充実」が 20.6%、「特にない」が 17.8%となっています。

単位:％	障がいのある人の自主的なグループづくり・リーダー育成などの支援	障がいのある人のためのスポーツ大会・レクリエーション行事の充実	障がいのない人との交流機会の拡充と障がいへの理解の促進	障がいのある人が参加しやすい体制づくり	趣味・スポーツ・教養講座などの内容の充実	障がいのある人に配慮した施設・設備の充実	活動のための情報の周知または広報	活動にかかる費用の支援	外出のための移動手段や介助の確保	成果を発表する機会の充実	コミュニケーションの支援	特にない	わからない	その他	不明・無回答
全体(n=494)	5.9	5.3	14.4	23.5	7.9	20.6	7.9	10.1	17.4	2.4	7.5	17.8	16.6	1.8	12.8
身体障害者手帳(n=369)	6.0	4.1	13.0	20.1	6.0	19.8	7.9	9.5	19.2	0.8	6.0	21.1	16.3	1.9	14.1
療育手帳(n=49)	6.1	18.4	24.5	42.9	8.2	26.5	8.2	12.2	14.3	10.2	12.2	8.2	12.2	0.0	4.1
精神障害者保健福祉手帳(n=68)	4.4	2.9	16.2	30.9	16.2	26.5	8.8	14.7	11.8	5.9	10.3	11.8	22.1	2.9	4.4

問　火事・急病などの緊急時や地震・台風などの災害時に手助けしてくれる方が身近にいますか。（単数回答）

火事や急病などの緊急時や地震・台風などの災害時に手助けしてくれる方の有無については、「いる」の割合が 77.5%と最も高く、次いで「いない」が 15.8%となっています。

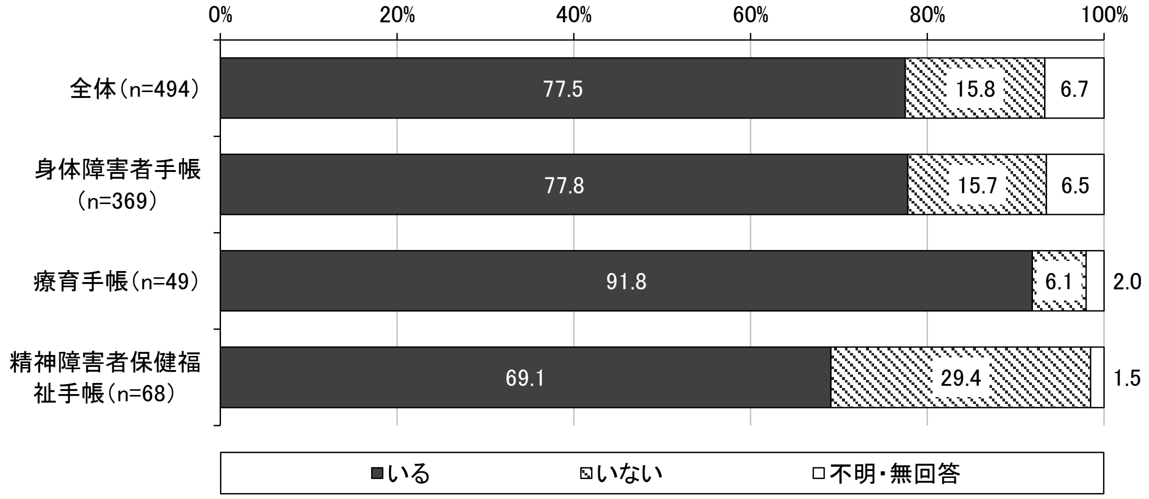

問　障がい者が働きやすくするために、どのような支援が必要ですか。働いていない方もお答えください。（複数回答：あてはまるものを全て選択）

障がい者が働きやすくするために必要な支援については、「障がいに無理のない仕事であること」の割合が38.3%と最も高く、次いで「通勤手段があること」が33.8%、「周囲が自分を理解してくれること」が27.7%となっています。

手帳の種類別にみると、身体障害者手帳所持者では「障がいに無理のない仕事であること」が36.3%、療育手帳所持者では「障がいに無理のない仕事であること」と「周囲が自分を理解してくれること」が57.1%、精神障害者保健福祉手帳所持者では「賃金が働きに見合ったものであること」が42.6%と高くなっています。

単位：%	通勤手段があること	賃金が働きに見合ったものであること	通院などの保障があること	就職のための職業訓練ができること	自宅で仕事ができること	職場に慣れるまでの支援が利用しやすいこと	障がいに無理のない仕事であること	職場の設備・機器・環境が障がい者にとって利用しやすいこと	勤務時間や日数が調整できること	障がい者への理解のある指導者や先輩が職場にいること	周囲が自分を理解してくれること	障がい者が働きやすいように、職場環境づくりの指導・相談を積極的に行うこと	町など公的機関の仕事を増やすこと	同じ障がいを持つ仲間や介助者がいる職場があること	就職先を紹介してくれること	その他	不明・無回答
全体（n=494）	33.8	25.7	20.0	10.9	22.5	13.6	38.3	22.3	24.7	26.1	27.7	24.1	12.1	12.3	8.5	3.0	27.1
身体障害者手帳（n=369）	32.8	22.2	19.0	10.0	21.7	10.3	36.3	22.8	23.0	23.0	23.3	22.2	12.5	9.5	7.3	3.8	30.1
療育手帳（n=49）	44.9	36.7	20.4	18.4	16.3	26.5	57.1	30.6	26.5	46.9	57.1	40.8	16.3	34.7	14.3	0.0	14.3
精神障害者保健福祉手帳（n=68）	38.2	42.6	29.4	11.8	30.9	26.5	41.2	19.1	38.2	33.8	39.7	29.4	11.8	13.2	14.7	1.5	10.3

問　福祉に関するサービスを利用していますか。（単数回答）

福祉に関するサービスの利用の有無については、「利用したことがない」の割合が38.7%と最も高く、次いで「利用している」が26.3%となっています。

手帳の種類別にみると、療育手帳所持者では「利用している」が69.4%と最も高くなっています。

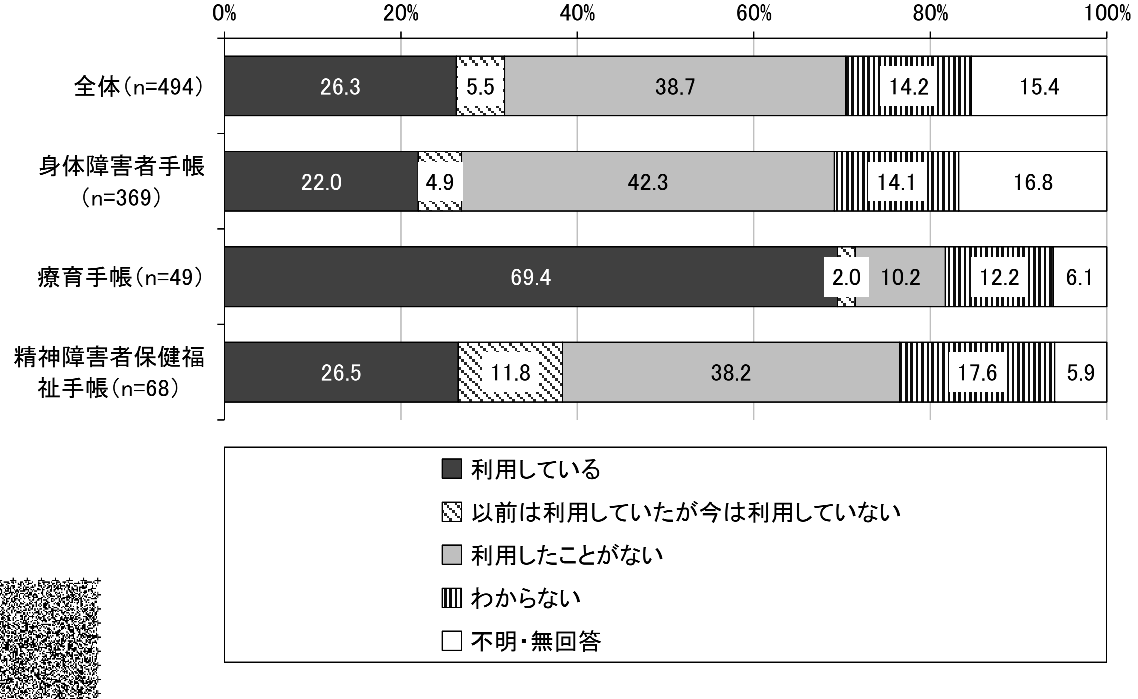

②18歳以下の手帳所持者の保護者への質問

問　将来の就業のために必要な取り組みは何だと思われますか。（複数回答：あてはまるものを全て選択）

将来の就業のために必要な取り組みについては、「就労のための技術・知識を身につけること」の割合が 72.2%と最も高く、次いで「職場実習などの体験学習」と「雇用の場を広げること」が 61.1%となっています。

単位：%	就労のための技術・知識を身につけること	職場実習などの体験学習	就労の場の紹介や、相談できる場の充実	雇用の場を広げること	特にない	その他	不明・無回答
全体（n=18）	72.2	61.1	50.0	61.1	0.0	0.0	11.1
身体障害者手帳（n=2）	50.0	100.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0
療育手帳（n=17）	70.6	58.8	52.9	58.8	0.0	0.0	11.8

問　次のような保育・教育に関する要望がありますか。（複数回答：あてはまるものを３つまで選択）

保育・教育に関する要望については、「専門知識を持った教職員の配置」の割合が 55.6%と最も高く、次いで「特別支援学級における支援の充実」が 33.3%、「ことばの教室など通級制度の整備」が 27.8%となっています。

単位：%	専門知識を持った教職員の配置	学校教育におけるノーマライゼーションの推進	障がいに関する理解の向上	ことばの教室など通級制度の整備	職業教育の充実	特別支援学級における支援の充実	学校への訪問看護師の派遣	本人が希望する学校に入れるなど、個人のニーズに応じた教育	進路指導の充実	特にない	その他	不明・無回答
全体（n=18）	55.6	16.7	22.2	27.8	11.1	33.3	11.1	11.1	11.1	11.1	5.6	11.1
身体障害者手帳（n=2）	100.0	50.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	50.0	0.0
療育手帳（n=17）	52.9	17.6	23.5	23.5	11.8	35.3	11.8	11.8	11.8	11.8	0.0	11.8

２．ヒアリング調査からみる現状

（１）ヒアリングシート調査概要

・　調査対象者　：町内の福祉事業所、保育・教育機関、当事者団体、企業など
●町内で福祉事業を行っている事業所
●町内で特別に支援が必要なこどもの保育・教育などの支援に関わる方
●町内で活動を行っている当事者団体
●町内で事業を行っている企業

・　調査期間　：令和７年８月４日（月）～８月18日（月）まで

・　調査方法　：郵送配布、郵送回収、WEB調査

（２）ヒアリングシート調査結果の概要

①　相談や支援に対する意見

相談先や支援先の環境について
・家族や身元引受人がいなくなった場合や成年後見人制度の活用方法など、意思決定も含めた相談や質問が多い。 ・相談先がわからないという声がある。 ・現在利用中の相談支援専門員について、相談しづらい関係となっており、相談支援専門員を変更したい思いがあるが、なかなか思うようにできないケースがある。 ・気軽に相談できる場所や人が増えてほしい。話を聞いてもらえるだけでも悩みが減る。 ・障がいのある方やその家族が気軽に立ち寄り、相談ができるような場所があると嬉しい。
施設整備・支援体制の強化について
・基幹相談支援の構築が必要。例えば、各相談支援事業所から出向という形で、週に２日間、基幹相談支援で業務にあたり、人件費負担の軽減と偏らない支援を提供することで、町と各事業所の負担軽減と公平な基幹相談支援の充実を図ってほしい。 ・共同生活援助施設の開設を推進してほしい。 ・緊急時や災害時の支援をお願いしたい。

②　障がいのある方を取り巻く環境についての意見

バリアフリー・環境整備について
・駅に階段しかなく、使いづらい。 ・スロープがないところや通路が狭い場所などがあり、行動が制限される場面がある。障がいのある方の移動手段の確保が必要。 ・障がいのある方向けの駐車スペースがなかったり少なかったりする。障がいのある方用のものは色分けするなど、はっきりわかるようにしてほしい。 ・町内における信号機のバリアフリー化や通行帯の改良など、障がいのある方にやさしい交通環境の整備が進んでほしい。 ・障がいのある方が公園を利用される際に差別や偏見を受けることがあるため、障がいのある方を対象とした公園などの施設があれば良い。
理解促進について
・地域の方々の障がいに対する理解不足による間違った認識や言動、支援などがある。 ・行動障がいのある方（大きな声、走り回るなど）に対しての理解はまだまだ不十分だと感じる。

③　就労・社会参加に関する意見

就労環境の整備について
・作業所の報酬費の増額や収支のバランスの確保が必要。 ・自宅から通える事業所が必要。 ・農業系の事業所は、真夏に仕事する際の熱中症が心配なので、何らかの対策が必要。
雇用について
・障がいのある方をお客様としてお迎えする体制は整っているが、職場の仲間として迎える環境の整備は不十分だと感じる。 ・障がいのある方を雇用できるほどの体力が法人にない。 ・機器の使いやすさや動線の面で、障がいがある方の雇用に課題がある。 ・その人個人に合った指導を行えば、普通に仕事ができると思う。
地域参画・社会参画について
・地元での障がいがある方の作品展などを実施してほしい。多くの施設があるため、展示会も見に行きやすい。 ・各事業所が集まって障がいのある方が制作した商品を披露できるような、販売を目的としたイベントを開催してほしい。 ・文化芸術、スポーツ、社会活動に参加できる体制づくりとして、ボランティア団体とのネットワークづくりに取り組んでいる。 ・障がいのある方の活躍の場を提供してほしい。

④　障がい児に対する意見

療育・支援の充実について
・自閉症のこどもが早期に適切な支援を受けられなかった事で多くのストレスや負担にさらされ、うつ病や統合失調症、強度行動障がいなどを併発してしまい、生活ができない状況に陥ってしまうことも多くある。もっと療育の中で早期に個別に支援をできれば多くの方々が、社会で生活する基盤を作ることができる。 ・ショートステイが可能な施設が必要。
学校教育や進路について
・学校での学習が難しかったり、友人関係でトラブルが起こったりする。 ・特別支援学級の状況と人的支援が見合っていない。福祉サービスの質も量も不足している。 ・登校に伴う移動支援がないために、登校できないこどもが多数いる。 ・中学卒業後に、特別支援学校に行くのか普通高校に行くのかを選択するのが難しい。また、行きたいと思える進学先が少ない。
学校、家庭、行政の連携について
・それぞれの家庭が自主的に、障がいのある方向けの社会活動に参加することは難しいが、学校からの働きかけがあると一歩踏み出した活動に参加できる。 ・学校と行政が連携し、療育手帳があると町でどのような支援が受けられるのかこどもたちに説明する機会があれば、成人後の親以外で支援を受けられる機関や相談できる機関を、学生の時から知ることができる。 ・保護者は自分のこどもが受けられる支援やサービスをよく理解していないことが多い。療育手帳を取得しているこどもの家族や学校との連携が必要。

（３）保育・教育関係者グループインタビュー概要

・　調査対象者　：町内で特別に支援が必要なこどもの保育・教育などの支援に関わる方
●町内の小学校の通級指導教室の教諭
●町内の中学校の特別支援学級担任
●福岡県立築城特別支援学校の教頭・教諭
●町内の保育所の保育士
●放課後等デイサービスの職員

・　日時　：令和７年８月22日（金）

（４）グループインタビュー結果の概要

①　学校での過ごし方・進路選択について

学習について
・読み書きの学習をサポートできるような場が欲しい。だが、早期に文字を教えることを求めているわけではなく、基礎となる外遊びや体の動き、生活習慣の経験が学習につながる。 ・読み書きが苦手なこどもについては、どのようにサポートするべきか悩んでいる教諭も少なくない。 ・指示がないと動けないこどもや、経験が不足しているこどもが増えてきており、自分で考えたり選んだりする機会を増やしていくことが重要。
進路選択について
・小学校卒業後に特別支援学校に通うか特別支援学級に在籍するのかの判断について、小中学校間の連携不足により難しくなっているところがある。 ・小学校と中学校で「学びのギャップ」があることが、進路選択を難しくしている。
特別支援教育の体制について
・通級指導教室や特別支援学級の教諭が不足しており、学年が異なる児童を１人の担任が担当しているケースもある。 ・マンパワー不足で、普通学級と同じ学力をつけることは難しい状況である。 ・特別支援学級の担任が変わると、情報共有や引継ぎが途切れることがある。

②　保護者とのかかわりについて

こどもへの支援について
・保護者がこどもの特性を受け入れられず、支援につながらないケースが多い。また、小学校入学後、とくに２～３年生ごろにこどもの特性に気づき、焦りを感じ始める保護者が増える傾向がある。 ・保護者の意向により、適切な支援を受けられていないこどもがいる。支援につながるかどうかは、保護者の理解や姿勢に左右されやすい側面がある。
保護者への支援について
・保護者同士の交流の機会が減少しており、孤立を感じているケースがある。 ・理解促進や相談の場づくりや保護者同士の交流機会づくりなど、保護者に対する支援が不可欠。 ・保護者が障がいを持っている場合があり、パンフレットや資料を渡すだけでは理解や活用が難しい場合があるため、対応の仕方を柔軟に変える必要がある。 ・特性に気づいても保護者に信頼関係がない状態で伝えることは難しく、保護者の理解を得るためにも、日頃からコミュニケーションをとり信頼関係を築くことが重要だと感じる。

③　情報提供や相談支援について

情報提供について
・保護者への情報提供は行われているが、わかりづらく情報が届きにくい。 ・制度や支援の情報発信・周知は継続的に行う必要がある。成年後見制度、就労支援なども発信・周知が必要。また、ヘルプマークなどの支援制度やツールの周知も不足している。 ・情報格差をなくすため、日頃から情報提供・コミュニケーションを強化していく必要がある。
相談先について
・どの機関がどの情報を伝える役割を担っているのかが、あいまいな部分がある。 ・保護者は「どこに相談すればよいのか」で迷いやすい。 ・学校に通っていなくても、放課後等デイサービスや相談員を通じて安心して相談できる体制を整えることが必要。 ・就学相談会に行政が訪問し、進路相談ができる仕組みがあると良い。現在は、特別支援学校のみで行われているが、公立の学校でも実施したい。
制度上の課題について
・役場に行けば解決できるという期待がある一方、担当者の交代で今までできていたことの対応が難しくなることがある。 ・特別支援学級の担任が変わると、情報共有や引継ぎが途切れることがある。 ・制度上の制約で、こどもの在籍先の変更や柔軟な対応が難しい。 ・切れ目のない支援体制が望ましい。

④　他機関連携について

協議体制や会議の在り方について
・現在のケース会議は、「問題が顕在化したとき」に開かれることが多いが、日ごろからつながりを持てるように定期開催できると良い。 ・行政任せではなく、地域・学校・保護者を含めた継続的な協議体制を整備することが重要。また、保育所・幼稚園、小学校、中学校の連携も強める必要がある。
関係者の交流・連携の場づくりについて
・行政、教育機関、民間の会話の場が少なく、相互理解や役割分担が難しい。 ・関係者が集まることができる機会を設け、顔の見える関係を築く仕組みを整えていく必要がある。保育園、小中学校、高校をつなぐ話し合いの場があるため、そのような既存の場を利用して連携を深めていければよい。

⑤　将来について

将来の就労・生活について
・親の高齢化や、こどもが地域で自立して暮らせるかに不安がある保護者が多く、成年後見制度や金銭管理の支援など、将来を見据えた情報提供が必要。 ・作業所以外の選択肢や、在宅でできる仕事など、新しい就業支援が求められている。
行政サービスへのアクセスについて
・将来的にこどもが役場で相談できるようになることを見据えた支援が必要。また、ヘルプマークの取得や役場での手続きを通じて、こども自身が行政サービスにアクセスする経験を積むことが大切になる。

▲　グループインタビューの様子

３．障がい者施策の課題整理

アンケート調査やヒアリング調査などから、障がい者施策に関する課題について、次のように整理します。

①　障がいへの理解促進・啓発・権利擁護について

手帳所持者アンケート調査では、日常生活での差別や疎外感について「よくある」「ときどきある」と回答した人は、身体障害者手帳所持者では1.5割なのに対して、療育手帳所持者では約５割、精神障害者保健福祉手帳所持者では約４割と高い状況にあります。

ヒアリング調査においても、地域における障がいがある方への理解促進を求める声が多く上がっています。

障がいのある方が地域で安心して生活していくために、障がいや障がいのある方について正しく理解してもらえるよう、啓発活動や権利擁護に関する取り組みを進めていく必要があります。

②　障がいがある方が安心して暮らせる環境整備について

手帳所持者アンケート調査では、災害が起こった際に必要なこととして「避難命令などの情報を知らせてくれる」「避難誘導を必要とする人を事前に把握しておく」と回答した人が多くなっています。ヒアリング調査においても、災害時の支援を求める声がありました。また、道路や公共施設のバリアフリー化や、障がいのある方が過ごしやすい環境整備についても多くの意見が寄せられました。

そのため、災害時の情報伝達や避難支援体制を強化するとともに、バリアフリーの推進など日常生活における環境整備を進めていく必要があります。

③　社会参加の推進について

手帳所持者アンケート調査では、障がいのある方の文化・スポーツ活動を活発にするために必要なこととして「障がいのある方が参加しやすい体制づくり」と回答した方が多くなっています。障がいのある方が様々な活動に参加できるように、参加の機会や場を広げ、必要な支援を行っていくことが求められます。

就労に関しては、手帳所持者アンケート調査では、障がいのある方が働きやすくするために必要な支援として「障がいに無理のない仕事であること」と回答した方が多くなっています。ヒアリング調査では、障がいのある方を雇用する上で環境整備が不十分であることや、作業所の工賃の低さが課題として挙がっています。障がいのある方が働きやすい環境を整えるために、障がいのある方と企業・事業所の双方に対する情報提供や支援を充実させていく必要があります。

④　障がい児支援の充実について

手帳所持者アンケート調査では、保育・教育に関する要望として「専門知識を持った教職員の配置」と回答した方が多くなっています。ヒアリング調査では、職員不足や教育機関同士の連携・情報共有に課題があることが挙げられました。また、障がい児に対する支援や保護者の相談先について、情報が十分に届いていないという声も多くありました。

将来の就業のために必要な取り組みについては、手帳所持者アンケートで「就労のための知識・技術を身に着けること」と回答した方が多く、保育・教育関係者のグループインタビューでは、こどもが将来自立して地域で生活できるかどうかに不安を感じている保護者が多いとの意見がありました。将来を見据えて、障がい児本人の学びや成長を支援するとともに、保護者への情報提供や相談支援を充実させていく必要があります。

⑤　生活を支える支援について

手帳所持者アンケート調査では、生活する上で必要なこととして「具合が悪いとき、いつでも診察してくれる病院など」と回答した方が多くなっています。福祉サービスの利用状況については、「利用したことがない」「以前は利用していたが今は利用していない」が４割を超えており、その理由として、「サービスを必要としていない」を除くと、「どんなサービスがあるのか知らない」が最も多くなっています。障がいのある方が安心して生活できるよう、医療・福祉の充実を図るとともに、国や県、町が提供しているサービスをわかりやすく発信していくことが必要です。

また、障がいのある方やその介助者、家族が悩みや不安を抱え込まないよう、相談支援を強化していくことが求められます。ヒアリング調査でも「相談先がわからない」「気軽に相談できる場所や人が増えてほしい」との声が多くありました。分野を問わず相談できる体制を整えるとともに、介助者や家族も含めて相談しやすい窓口づくりを進めていく必要があります。

第４章　計画の基本理念・目標

１．基本理念

支え合い　尊重し合う　共生のまち　築上町

わが国では、令和５年に障害者基本計画（第５次）が策定されました。第５次計画では、障がいのある方を「必要な支援を受けながら、自己決定に基づき社会に参加する主体」として捉え、障がいのある方が自らの能力を発揮し自己実現できるよう支援するとともに、障がいのある方の社会参加を妨げてしまう社会的な障壁を取り除くことを基本目標としています。

こうした国の基本的な方向性を踏まえ、本計画では、障がいのある方が地域で安心して暮らし、自らが望む形で社会参加できるようにするとともに、障がいの理解促進を図ることで、障がいの有無に関わらず地域住民一人ひとりの個性が輝き、共に支え合える築上町を目指します。

２．基本方針・基本目標

課題整理を踏まえ、基本理念を実現するために、計画の基本方針と基本目標を、それぞれ次のように定めます。

基本方針１　安全・安心に暮らせるまちづくり

障がいや障がいのある方への差別や偏見をなくし、障がいの有無に関係なく誰もがお互いの個性を認め合える地域共生社会の実現を目指します。また、防災・防犯対策の取り組みを行い、障がいのある方が安心して暮らせる体制を整えます。

- 基本目標１　差別解消・権利擁護
- 基本目標２　防災・防犯対策

基本方針２　就労・社会参加の仕組みづくり

障がいのある方が自立した生活を送り、就労、文化、スポーツ、地域活動など自ら望む場面で社会参加できるような地域づくりを行います。

- 基本目標３　就労支援の充実
- 基本目標４　多様な社会参加の促進
- 基本目標５　障がい児支援の充実

基本方針３　地域生活を支える支援づくり

障がいのある方が適切な支援を受け、本人の希望に沿った生活が送れるよう、様々な分野と連携を図り、切れ目のない支援を行います。

- 基本目標６　医療・福祉の充実
- 基本目標７　生活支援の充実
- 基本目標８　連携体制の構築

３．施策の体系

基本理念	基本方針	基本目標
支え合い　尊重し合う　共生のまち　築上町	❶ 安全・安心に暮らせるまちづくり	1　差別解消・権利擁護
		2　防災・防犯対策
	❷ 就労・社会参加の仕組みづくり	3　就労支援の充実
		4　多様な社会参加の促進
		5　障がい児支援の充実
	❸ 地域生活を支える支援づくり	6　医療・福祉の充実
		7　生活支援の充実
		8　連携体制の構築

第５章　施策の展開

Ⅰ．差別解消・権利擁護

（１）差別の解消と理解の促進

<u>○施策の方針</u>

障がいに関する正しい理解を促進し、障がいのある方への差別を解消するため、啓発活動に努めます。また、講演会の開催や交流の場の創出など、町民が障がいについて理解を深める機会を積極的に設けます。

施策	内容	担当課
１）広報活動の推進	●広報誌・ホームページなどの媒体で、障がいに関する正しい知識や必要とする配慮などについての周知啓発を行います。	保険福祉課 障がい者支援係
２）人権講演会の開催	●障がいや障がいのある方への理解促進のための人権講演会を開催します。	人権課 人権男女共同参画係 保険福祉課 障がい者支援係
３）理解促進研修・啓発事業の実施	●町職員を対象に、障がいや障がいのある方への理解促進のための研修を実施します。 ●町民や民間施設を対象に、障がいや障がいのある方についての研修・講座などを実施します。	総務課 人事秘書係 保険福祉課 障がい者支援係
４）障害者差別解消法に関する周知啓発	●障害者差別解消法の内容について、町民への周知啓発に努めます。 ●合理的配慮の提供が民間事業者にも義務付けられたことを踏まえ、事業者への合理的配慮の周知啓発に努めます。	保険福祉課 障がい者支援係
５）ヘルプマークの配布と周知啓発	●援助や配慮が必要であることを周囲に知らせるヘルプマークについて、障がいのある方への取得の推奨や、町民に対しての周知啓発に努めます。	保険福祉課 障がい者支援係

コラム①　～ヘルプマークを見かけたら、思いやりのある行動を～

ヘルプマークは、外見からはわかりにくい障がいや病気のある方や妊娠中の方などが、周囲に支援を必要としていることを示すためのマークです。

マークをつけている方を見かけたときは、「何か困っているかも」とさりげなく心を向けてみてください。

築上町では、保険福祉課でヘルプマークを無料で配布しています。

（２）権利擁護

○施策の方針

障がいのある方の権利擁護に向けて、合理的配慮の推進や成年後見制度の利用支援事業の実施、虐待の防止などに取り組みます。

施策	内容	担当課
１）合理的配慮の推進	●障がいのある方に対する合理的配慮の推進を図るため、合理的配慮の周知啓発を行います。	保険福祉課 障がい者支援係
	●役場窓口において、筆談用のボードや収音器を設置し、誰もがコミュニケーションを取りやすい環境を整えます。	
	●転入などの住所の異動手続きをデジタル化し、「書かない窓口」を推進することで、障がいの有無に関わらず利用しやすい環境を整えます。	
２）成年後見制度利用支援事業の実施	●成年後見制度に関する無料相談会の開催など、制度の周知や情報を入手しやすい仕組みづくりに努めます。	保険福祉課 障がい者支援係
３）地域連携ネットワークの構築	●権利擁護支援を必要とする方が、尊厳をもって地域生活を送れるよう、関係機関との協働による地域連携ネットワークの構築を推進します。	保険福祉課 障がい者支援係 保険福祉課 福祉係
４）日常生活自立支援事業の周知	●認知症や障がいなどで判断能力が不十分な方に対する日常生活自立支援事業の周知を行います。	保険福祉課 障がい者支援係
５）権利擁護の推進	●広報活動や講座などの開催により、障がいのある方の権利擁護の啓発を行います。	保険福祉課 障がい者支援係 人権課 男女共同参画係
６）虐待防止の推進	●障がいのある方への虐待の防止や早期発見に向け、町民への啓発を行います。	保険福祉課 障がい者支援係
	●虐待の早期発見や迅速な対応を推進するため、関係機関との連携を強化します。	

２．防災・防犯対策

（１）防災対策の推進

○施策の方針

災害が起こった際に障がいのある方が安全に避難できる体制を構築するため、要支援者を把握するとともに、地域での見守り体制を強化します。

<table>
<tr><th>施策</th><th>内容</th><th>担当課</th></tr>
<tr><td>１）要支援者の把握</td><td>●要支援者が災害時に支援を受けることができるよう、避難行動要支援者名簿を定期的に更新し、要支援者の把握を行います。</td><td>総務課
地域安全係</td></tr>
<tr><td>２）福祉事業所との連携</td><td>●障がいのある方が安全に避難できるよう、近隣の福祉事業所と連携した避難訓練や避難経路の確保を検討します。</td><td>保険福祉課
障がい者支援係</td></tr>
<tr><td rowspan="3">３）災害時の避難誘導体制の構築</td><td>●災害が起きたときに要支援者が安全に避難できるよう、登録の同意があった要支援者に対しての個別避難計画を策定します。</td><td rowspan="2">総務課
地域安全係</td></tr>
<tr><td>●避難支援等実施者を確保するため、各自治会で自主防災組織の再編や運営の見直しを行い、自主防災組織がない自治会については設立を促します。</td></tr>
<tr><td>●台風などの事前に避難が可能な災害の場合は、それぞれの相談支援専門員と連携し、障がいのある方の特性などを把握した上で、早めの避難を呼びかけます。</td><td>保険福祉課
障がい者支援係</td></tr>
<tr><td rowspan="2">４）福祉避難所の整備</td><td>●社会福祉協議会及び福祉事業所を福祉避難所として事前に登録し、障がいのある方が避難しやすい環境を整備します。</td><td rowspan="2">総務課
地域安全係
保険福祉課
障がい者支援係</td></tr>
<tr><td>●車いすトイレや簡易ベッド、個室などの設備や備蓄の状況を定期的に把握し、特性に応じた支援を行える体制づくりを目指します。</td></tr>
</table>

5）防災対策の推進	●防災・防犯対策として、障がいの種別に応じたパンフレットの作成や講演会、訓練などを実施します。	総務課 地域安全係 保険福祉課 障がい者支援係
	●町民に対して、高齢者や障がいのある方の把握や防災点検、声かけの実施を推進します。	
	●緊急通報システムや火災報知器、自動消火器など、防災に関わる日常生活用具について、必要な時に適切に使用できるよう、設置場所や使い方の周知を図り、利用促進に努めます。	総務課 地域安全係 保険福祉課 福祉係

（２）防犯対策の推進

○施策の方針

障がいのある方を犯罪被害や消費トラブルから守るため、防犯対策や地域での見守り体制の構築を推進します。

施策	内容	担当課
1）防犯対策の推進	●障がいのある方が犯罪に巻き込まれないよう、関係機関や地域の方との連携を図り、防犯対策を推進します。	総務課 地域安全係 保険福祉課 障がい者支援係
	●障がいのある方やその家族に対して、広報誌やホームページ、防犯パンフレットなどを活用した情報提供を行い、被害の未然防止を図ります。	
2）消費者被害への対策	●障がいのある方が消費トラブルに巻き込まれないよう、周知啓発や相談支援体制の整備を推進します。	産業課 商工係
3）防犯に関する理解促進研修・啓発事業の実施	●町職員を対象として、障がいや障がいのある方への理解促進研修を実施し、町職員による見守りの体制を強化します。	総務課 人事秘書係 保険福祉課 障がい者支援係
	●町民を対象として、障がい特性への理解を深める講演などを実施し、犯罪被害が疑われる際の適切な声かけや、犯罪に巻き込まれた際の保護の方法などについて周知を図ります。	

３．就労支援の充実

（１）一般就労の促進

○施策の方針

一般企業における障がいのある方の雇用を拡大するため、企業への啓発を行うとともに、関係機関と連携して就労の定着を図ります。

施策	内容	担当課
１）企業への啓発・理解促進	●企業などに対して、「障害者雇用促進法」に関する情報の発信や、障がいへの理解を深めるための広報・啓発を推進します。	保険福祉課 障がい者支援係
２）就労・生活支援機関との連携	●一般就労及び職場定着の促進を図るため、ハローワークや障害者職業センターなどの関係機関との連携を図ります。	保険福祉課 障がい者支援係
３）役場での雇用の促進	●役場での、障がいのある方の雇用を促進します。	総務課 人事秘書係

（２）福祉的就労の充実

○施策の方針

一般就労が困難な方への福祉的な就労の場を確保するとともに、障がい者就労施設などが生産する製品の販売拡大を図ります。

施策	内容	担当課
１）就労移行・継続への支援	●就労移行支援事業・就労選択支援事業・就労継続支援Ａ型・就労継続支援Ｂ型の利用を促進します。	保険福祉課 障がい者支援係
	●就労を希望する方を就労移行支援事業につなぐため、就労支援事業所の説明会などを積極的に実施します。	
２）就労選択支援事業所の確保	●広域で連携し、本人の就労先の選択にあたっての助言などを行う就労選択支援事業所の確保に努めます。	保険福祉課 障がい者支援係

3）工賃向上・物品調達の推進	●障がい者就労施設が製作する「まごころ製品」の開発や紹介、販売場所の確保、製品展示などの支援に努めます。 ●障害者優先調達推進法に基づき、障がい者就労施設などからの物品購入や清掃などの役務の発注の推進に努めます。	保険福祉課 障がい者支援係

（3）就労支援の充実

〇施策の方針

障がいのある方の福祉的な就労の場を確保するとともに、労働環境の向上に努めます。

施策	内容	担当課
1）就労に関する相談支援の充実	●障害者職業・生活相談センターと連携し、就労及び生活面の一体的な相談支援を実施します。 ●職業適応援助者（ジョブコーチ）の状況を把握し、障がいのある方の職場への適応と職場定着を支援します。 ●本人や家族からの相談に対して、相談支援専門員と連携し、役場窓口での相談や自宅訪問など、個別で就労につなぐ対応を行い、地域で生活できる支援を行います。	保険福祉課 障がい者支援係
2）職業能力の習得支援	●障害者職業センターや障害者能力開発校で行われている専門的なリハビリテーションや職業訓練について、障がいのある方への情報提供に努めます。	保険福祉課 障がい者支援係
3）関係機関との連携	●医療機関や学校などの関係機関との連携を強化し、障がいのある方の状況に合わせた就労支援を行います。 ●事業所の見学などを障がいのある方のみで行うことが困難な場合、町職員や相談支援専門員による同行支援を行います。	保険福祉課 障がい者支援係
4）資格取得やスキルアップの支援	●公的な資格取得支援制度や民間のスキルアップ講座などに関する情報を収集し、窓口やホームページ等を通じて積極的な周知を行います。	保険福祉課 障がい者支援係

４．多様な社会参加の促進

（１）地域・社会活動の参加促進

○施策の方針

　障がいのある方の地域活動への参加や、地域の方や当事者同士の交流を促進するとともに、活動に参加しやすい環境を整えます。

施策	内容	担当課
１）交流の場や機会の拡大・充実	●交流の場の創出のため、公民館や集会所などの社会資源の利便性向上に向けた環境整備を行います。	保険福祉課 障がい者支援係 生涯学習課
	●ふれあいフェスティバルや障がい者スポーツ大会などの、障がいのある方と地域の方との交流の機会を提供します。	
	●県や地域で開催される福祉イベントなどの広報を行い、周知に努めます。	
２）当事者や介助者、家族などの交流機会の充実	●障がいのある方やその介助者、家族が気軽に立ち寄り、交流できるような場や機会の充実に向けた活動を支援します。	保険福祉課 障がい者支援係
３）活動への参加支援	●障がいのある方が自主的に交流活動や当事者団体の活動に参加できるよう、移動支援事業・コミュニケーション支援事業などの利用促進に関する支援や活動に関する情報提供に努めます。	保険福祉課 障がい者支援係
	●町などが実施するイベントに参加しやすいよう、送迎などの支援が行える体制づくりを促進します。	
	●相談支援専門員や各事業所、医療機関などと連携し、事業を必要としている方への情報の伝達に努めます。	
４）農福連携の推進	●農作業を通じて、福祉事業所と地域農家がつながる、地域コミュニティの活性化を図ります。	産業課 農業振興係 保険福祉課 障がい者支援係
	●農福連携のさらなる支援に向けたバックアップ体制の強化を図ります。	

（２）文化・スポーツ活動などの促進

○施策の方針

障がいのある方が文化・スポーツ活動などで積極的に社会参加できるような環境を整えるとともに、気軽に参加できる仕組みづくりを行います。

施策	内容	担当課
１）文化活動の振興	●障がいのある方が文化や芸術に接する機会を広げるとともに、町民文化祭などにおいて、文化作品の展示やステージ発表などでの参加を促進します。	生涯学習課
２）スポーツ・レクリエーション活動の推進	●スポーツ推進委員や関係団体と連携を取り、障がいの種別や程度に応じた、スポーツへの参加の方策について検討します。	生涯学習課
	●スポーツ協会内のパラスポーツ部において、パラスポーツを通じて障がいのある方のスポーツ活動の場を提供します。	
３）町が主催する行事などへの参加促進	●町が主催する文化・スポーツ・レクリエーション関連行事などにおいて、スポーツ推進委員や関係団体と連携を取り、障がいの種別や程度に応じたスポーツへの参加の方策について検討します。	生涯学習課

コラム②　～　互いを尊重し支え合う　農福連携　～

築上町では、基幹産業である農業が福祉と手を取り合い、障がいのある方の就労機会の創出や農業の担い手不足解消を目指す、「農福連携」に積極的に取り組んでいます。

現在は、各事業所で調整作業や収穫作業を行うなど、農家との連携を図っています。また、令和６年度には、福岡県立築城特別支援学校の生徒とともに、メタセの杜でねぎの販売を行いました。

▲特別支援学校の生徒が、ねぎを収穫する様子

５．障がい児支援の充実

（１）障がいの早期発見・早期療育

○施策の方針

発達支援や乳幼児健診、医療機関、保育・教育機関などの連携により、障がいの早期発見・早期療育につながる体制づくりに努めます。

施策	内容	担当課
１）妊娠期における支援の充実	●妊婦健診促進のため、受診券を配布し、費用の助成を行います。	子育て・健康支援課 健康づくり係
２）医療的ケア児などへの支援	●医療的ケア児などの医療を必要とするこどもに対して、居住地の変更や進学などの環境の変化に応じた支援を行う仕組みを整えます。	保険福祉課 障がい者支援係
	●医療的ケア児等に関するコーディネーターの養成や適切な配置に取り組むなど、医療的ケア児などへの地域における支援体制づくりに取り組みます。	
３）乳幼児期における支援の充実	●母子健康手帳交付時に出産後の新生児検査（新生児聴覚検査、ライソゾーム病検査）の受検を勧奨し、費用の助成を行います。	子育て・健康支援課 健康づくり係
	●乳幼児健診において発達相談を実施し、必要に応じて療育相談につなげます。	
４）発達支援の充実	●療育支援センターなどの関係機関との連携のもと、就学前の相談や発達支援、就学後の特別支援教育の推進、卒業後の就職支援など、ライフステージにおける切れ目のない支援に取り組みます。	保険福祉課 障がい者支援係 子育て・健康支援課 健康づくり係
	●発達相談を実施し、作業療法士や臨床心理士、言語聴覚士による専門的な知見のもと、関係機関につなげます。	

（2）一人ひとりに応じた保育・教育の推進

○施策の方針

障がいのあるこどもが、一人ひとりの発達段階や状況に合わせた保育・教育が受けられるよう、環境の整備や専門性の向上、相互理解の推進に努めます。

施策	内容	担当課
1）特別支援教育の実施	●町内小中学校の特別支援学級に支援員（町会計年度任用職員）を配置し、学習・生活の両面からきめ細やかな支援を行います。	学校教育課 学校教育係
	●特別支援教育に関する研修を実施し、全ての教育職員が、特別な支援が必要な児童・生徒に対して適切に対応できる体制をつくります。	
2）放課後児童クラブの充実	●地域の放課後児童クラブにおいて、専門的な知識を持つ職員の配置や研修を実施するとともに、過ごしやすい環境を整備し、障がいのある児童が安心して過ごせる体制を強化します。	子育て・健康支援課 子育て支援係
3）放課後等デイサービスの利用促進	●障がいのあるこどもに対して、生活能力向上のための訓練の機会などを提供する放課後等デイサービスの利用を促進し、適切な発達支援の場の確保に努めます。	保険福祉課 障がい者支援係
4）学校施設・設備の整備	●障がいのある児童・生徒が地域の学校に通学しやすくするため、児童・生徒や、保護者、教育職員からの意見を踏まえた設備の改善を図ります。	学校教育課 学校管理係
5）インクルーシブ教育・保育の推進	●小中学校における特別支援学級や特別支援学校との交流機会を設けるとともに、人権教育を充実させることで相互理解を深めます。	学校教育課 学校教育係
	●障がいのあるこどもや発達上の特性により配慮が必要なこどもが入所する保育所・幼稚園などに対して、障がい児等保育事業費補助金を交付し、合理的配慮のもと、同じ場所で共に保育・教育を受けることができる体制づくりを支援します。	子育て・健康支援課 子育て支援係

（３）将来の進学・就労に向けた支援の充実

○施策の方針

障がいのある児童・生徒が、一人ひとりの特性や状況に応じて適切な進学・就職先を選択できるよう、体制を整えます。

施策	内容	担当課
１）進学に関する支援の充実	●障がいのある児童･生徒が適切な進学先を選択できるよう、進路相談の充実を図ります。	保険福祉課 障がい者支援係 子育て･健康支援課 子育て支援係 学校教育課 学校教育係
	●各保育･教育機関との連携を図りながら、学校見学や情報共有などの機会を創出し、一人ひとりの状況に応じた進路選択を支援します。	
２）就労支援の充実	●進路相談により生徒の就職希望の把握を行い、学校･事業所などの関係機関との連携を図りながら、就労を支援します。	保険福祉課 障がい者支援係
	●就労選択支援事業の実施によって作成された就労アセスメントを通して、課題や特性、就労能力、必要な配慮などの整理を行い、自己理解の促進と進路選択の支援を行います。	
	●自立支援協議会主催で就労支援事業所の説明会を実施し、サービス内容や各事業所について理解を深める機会を設けます。	

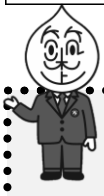

コラム③　～　障がい者就労事務所への発注を推進しています　～

築上町では、障害者優先調達推進法に基づき、毎年、「築上町障がい者就労施設等からの物品等の調達方針」を策定し、障がい者就労施設等からの物品及び役務の調達の推進を図っています。

主に、事務用品やパンなどの食料品などがあり、障がいのある方の経済的な自立を支援することとして実施しています。

また、ホームページ上で、目標設定（目標金額など）及び到達実績の公表を行っています。

（４）障がい児とその家族への相談支援・情報提供の充実

〇施策の方針

障がいのあるこどもの保護者が抱える精神的な不安を緩和できるよう、関係機関と連携して相談しやすい環境を整えます。また、ライフステージや発達段階に応じて支援の情報が行き届くよう、情報提供の充実に努めます。

施策	内容	担当課
1）相談支援の充実	●障がいのあるこどもの保護者に対し、必要な時に適切な相談対応ができる体制づくりに努めます。	保険福祉課 障がい者支援係
	●相談先の周知に努めるとともに、支援者については研修制度を充実させるなど、専門性の向上を推進します。	
	●こども家庭センターにおいて、こどもやその家庭・妊産婦などを対象に、効果的で切れ目のない一体的な支援に努めます。	子育て・健康支援課 健康づくり係 子育て支援係
2）情報提供の充実	●療育・教育相談や就学指導などについてわかりやすく説明したパンプレットなどを作成・配布し、周知に努めます。	保険福祉課 障がい者支援係
	●障がいのあるこどもの将来を見据え、金銭管理の支援などの情報を積極的に共有します。	
3）関係機関と連携した支援の推進	●行政、保育・教育機関の連携により、障がいのあるこどもの成長段階や年齢に応じた、切れ目のない支援体制を強化します。	保険福祉課 障がい者支援係 子育て・健康支援課 健康づくり係 子育て支援係 学校教育課 学校教育係
	●障がいのあるこどもに関わる関係機関と情報を共有し、地域全体で見守る体制を構築します。	

６．医療・福祉の充実

（１）保健医療の充実

〇施策の方針

障がいのある方が、地域で必要とする医療やリハビリテーションを受けられるよう、医療機関と連携しながら、体制の整備に努めます。

施策	内容	担当課
１）保健・医療・福祉の充実	●障がいのある方が身近な地域で適切な医療やリハビリテーションが受けられるよう、地域医療体制などとの連携を図ります。	保険福祉課 障がい者支援係
２）難病の周知と支援の充実	●難病患者の実態把握に努めるとともに、難病についての周知と理解促進を図ります。 ●関係機関と連携して、難病患者の療養や日常生活での悩みや不安の解消を図り、個々のニーズに応じたきめ細やかな支援を行います。	子育て・健康支援課 健康づくり係 保険福祉課 障がい者支援係
３）高齢期における支援の充実	●障がいのある高齢者が高齢者福祉サービスなどに円滑に移行できるよう、介護保険・年金制度などの適切な情報の提供及び関係機関の連携を図ります。 ●障がいのある高齢者に対して、支援やサービスなどの情報共有を行い、生活環境を整備します。	保険福祉課 障がい者支援係 保険福祉課 福祉係 地域包括支援センター
４）自立支援医療費（更生医療）の助成	●18歳以上の身体障害者手帳所持者について、その障がいを除去または軽減する手術などの治療によって、確実に効果が期待できるものの場合、更生のために必要な医療費を助成します。	保険福祉課 障がい者支援係
５）自立支援医療費（育成医療）の助成	●障がいのある児童または、障がいに係る医療を行わなければ将来障がいを残すと認められる疾患を持つ児童について、その障がいを除去または軽減できる手術などの治療によって、確実に効果が期待できるものの場合、生活能力を得るために必要な医療費を助成します。	保険福祉課 障がい者支援係
６）重度障害者医療証の交付	●福岡県の「重度障がい者医療費支給制度」の対象者に加え、身体障害者手帳所持者で障がいの程度が３級の人に関しても、制度の対象者として重度障がい者医療証を交付します。	保険福祉課 保険係

（２）精神保健・医療の充実

○施策の方針

精神障がいのある方が適切な医療を受けながら地域で安心して生活できるよう、支援体制の充実を図ります。

施策	内容	担当課
１）地域医療体制の充実	●精神障がいのある方の人権に配慮しながら、精神的ケア・医療的ケアを十分に受けることができるよう、関係機関との連携を強化します。	子育て・健康支援課 健康づくり係 保険福祉課 障がい者支援係
	●地域移行・地域定着の支援を行う事業の活用を図ります。	保険福祉課 障がい者支援係
２）自立支援医療費（精神通院医療）の助成	●精神障がいのある方について、指定医療機関における精神障がいによる医療にかかる医療費の一部を助成します。	保険福祉課 障がい者支援係

（３）福祉サービスの充実

○施策の方針

障がいのある方が地域で安心して日常生活や社会活動ができるよう、一人ひとりの状況に合わせた障がい福祉サービスの提供に努めます。

施策	内容	担当課
１）訪問系サービスの実施	●障がいのある方の自宅での介護や外出時の移動支援などについて、事業者や関係機関との連携のもとで、障がいの種別や程度に応じたサービスの提供を実施します。	保険福祉課 障がい者支援係
	●利用者の需要に合わせて、サービスの供給体制の充実に努めます。	
２）日中活動系サービスの実施	●常に介護を必要とする方への日中の介護を行うとともに、創作活動や生産活動の場を提供し、身体能力及び日常生活能力の維持・向上のための支援を行います。	保険福祉課 障がい者支援係
	●精神障がいや発達障がいのある方に対して、自立した生活が送れるよう、一定期間、生活能力の維持・向上のために必要な訓練を行い、地域生活への円滑な移行を促進します。	

3）居宅系サービスの実施	●グループホームにおいて、相談や日常生活を送る上での援助を行います。また、夜間や休日において、入浴、排せつ、食事の介助などが必要な方に対して、介護サービスを提供します。	保険福祉課 障がい者支援係
4）日常生活支援	●障がいのある方やその家族の就労支援や、一時的な休息を支援する日中一時支援事業、屋外での移動が困難な方の外出を支援する移動支援事業を実施します。	保険福祉課 障がい者支援係
5）日常生活用具の普及と支援	●自立した日常生活を支援する用具の給付などを行います。	保険福祉課 障がい者支援係
6）地域活動支援センターの利用促進	●地域活動センター内で、障がいのある方の創作活動や生産活動の提供、社会との交流の促進を支援します。	保険福祉課 障がい者支援係
7）地域生活支援拠点制度の推進	●地域生活支援拠点制度の取り組みとして、障がいのある方の緊急時における受け入れを行います。 ●「体験の機会・場の提供」など、必要な支援の拡充を図ります。	保険福祉課 障がい者支援係

（4）健康づくりの促進

○施策の方針

後天的な障がいの原因となる疾病の予防に取り組むとともに、障がいのある方の健康を維持するための支援・サービスを提供します。

施策	内容	担当課
1）健康づくりの推進	●生活習慣病の発症予防や重症化予防のため、健康診査などの結果に基づき、保健指導を行います。	子育て・健康支援課 健康づくり係
2）保健サービスの提供	●障がいのある方の健康の保持・増進を図るため、福祉サービスと連携した保健サービスの提供を図ります。	保険福祉課 障がい者支援係 子育て・健康支援課 健康づくり係

７．生活支援の充実

（１）住環境の確保

<u>○施策の方針</u>

障がいのある方が地域で自立した生活ができるよう、一人ひとりのニーズに合わせた住まいの確保や住まいに関する支援の充実に努めます。

施策	内容	担当課
１）住宅改修支援の促進	●住宅のバリアフリー化を進めるため、日常生活用具給付事業（地域生活支援事業）における住宅改修費の助成を推進します。	保険福祉課 障がい者支援係
２）居宅系サービスの周知	●居宅系サービスの周知を図り、障がいのある方一人ひとりの生活状況や希望に添えるよう、必要に応じて福祉サービス事業所と協力した支援を行います。	保険福祉課 障がい者支援係
３）グループホームの利用促進	●地域の中で家庭的な雰囲気のもと自立を目指し、共同生活を営むグループホームの利用を促進します。	保険福祉課 障がい者支援係
４）グループホームの確保	●障がい特性などの多様なニーズに対応可能なグループホームの確保・整備を推進します。	保険福祉課 障がい者支援係
５）町営住宅の整備	●町営住宅の建て替えや改修の際にユニバーサルデザインを用いるなど、障がいのある方を含む、様々な方が暮らしやすい環境の整備に努めます。	都市政策課 住宅管理係

（２）外出しやすい環境の整備

〇施策の方針

障がいのある方が外出しやすい環境を整えるため、移動に関する支援を充実させるとともに、公共交通機関や公共施設のバリアフリー化を推進します。

施策	内容	担当課
１）障がい者用駐車場の確保	●福岡県全体で設置が推進されている、障がいのある方や高齢者などが利用できる「ふくおか・まごころ駐車場」の周知に努め、本町での設置を促進します。	保険福祉課 障がい者支援係
２）移動支援事業の周知	●移動支援事業についてサービス提供体制を維持し、サービスを必要とする人が適切に利用できるよう、情報の提供に努めます。	保険福祉課 障がい者支援係
３）外出時の交通費の負担軽減	●福祉タクシー利用券を発行し、通院などの外出時の交通費の負担軽減を図ります。	保険福祉課 障がい者支援係
４）道路環境の整備	●改良工事が予定される道路における歩道の必要性及びバリアフリー化の検討を行い、利便性の向上を推進します。	建設課
５）公共交通機関などのバリアフリー化	●公共交通機関の駅や車内などにおいて、段差の解消などを進めるとともに、障がいの特性に配慮した案内表示の普及、情報提供の充実を図ります。	まちづくり振興課 地域係
６）公共施設などのバリアフリー化	●公民館や役場などにおいてバリアフリー化が進んでいない箇所については、障がいのある方の利用を考慮したバリアフリー化を検討します。	企画財政課 管財係
７）福祉マップの作成	●本町の公共施設や公園、福祉避難所などの位置やバリアフリー化の状況を示した福祉マップを作成し、施設などの利便性の向上に活用します。	保険福祉課 障がい者支援係

（３）相談支援体制の充実

〇施策の方針

障がいのある方やその家族、介助者が様々な困りごとを安心して相談できるよう、相談支援を推進します。

施策	内容	担当課
１）相談支援体制の整備	●相談支援事業所と連携を図りながら、障がいのある方やその家族、介助者からの相談について、包括的に応じる体制を整備します。	保険福祉課 障がい者支援係
	●障がいの種別に応じて専門の相談員を配置し、地域での相談支援体制を強化します。	
	●町職員や相談支援専門員が自宅や事業所へ直接出向き、外出が困難な方への相談支援を行います。	
２）関係機関との連携	●相談支援事業における困難事例の検討や地域課題の解決のため、豊築地区自立支援協議会及び関係機関との連携を図ります。	保険福祉課 障がい者支援係
３）支援者の専門性の向上	●支援者に対して研修や講習の機会を設けることで、専門性の向上を図ります。	保険福祉課 障がい者支援係
４）一体的な相談支援の促進	●障がいのある方やその介助者、家族が抱える様々な相談に一体的に対応するため、基幹相談支援センターの設置を検討します。	保険福祉課 障がい者支援係

（４）情報提供支援の充実

〇施策の方針

障がいのある方が必要な情報にアクセスできるよう、情報のバリアフリー化に努めます。また、障がいのある方のコミュニケーションや意思決定を支援する体制を整えます。

施策	内容	担当課
1）情報のバリアフリー化	●法律や制度改正に伴う福祉サービスの変更や行政情報などについて、わかりやすさを重視し、点訳や音訳など障がいの種別に配慮した情報提供を実施します。	まちづくり振興課 広報観光係
	●ホームページなどで、障がいの有無に関わらず誰もが必要な情報を入手できるよう、ウェブアクセシビリティの向上を推進します。	
2）意思疎通支援の充実	●意思疎通を図ることに支障がある方の意思疎通を支援するため、手話通訳者や要約筆記者の養成を促進し、派遣、窓口などへの設置を行います。	保険福祉課 障がい者支援係
	●情報やコミュニケーションに関する支援機器の窓口への設置や給付などを実施するとともに、利用促進のための周知を行います。	
3）手話によるコミュニケーションの普及	●手話が言語であるとの認識に基づき、手話に関する理解促進のため、広報誌やホームページで手話に関する情報を発信します。	保険福祉課 障がい者支援係
	●手話を使ってコミュニケーションを行う機会や情報を入手する機会の拡大を図ります。	
	●あらゆる場面で手話による円滑なコミュニケーションができる環境整備を推進します。	
	●町職員に手話の研修を実施し、住民サービス向上に努めます。	総務課 人事秘書係

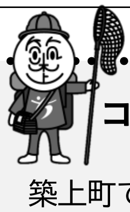

コラム④　　～手と手でつなぐ　共生のまち～

築上町では、「築上町手話言語条例」を制定し、手話が言語であるとの認識に基づき、手話に対する理解の促進及び手話の普及に努めています。

普及の一環として、広報ちくじょうで「ワンポイント手話」と題して、毎月、職員によるイラスト付きで手話の紹介を行っています。

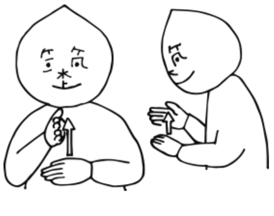

ありがとう

左手の手のひらを下に向け、右手の指先をそろえて小指側を左手の甲におき、あげる。

８．連携体制の構築

（１）ボランティアの育成

○施策の方針

障がいに関する正しい理解を促進し、障がいのある方への差別を解消するため、啓発活動に努めます。また、講演会の開催や交流の場の創出など、町民が障がいについて学習できる機会を積極的に設けます。

施策	内容	担当課
１）ボランティアの育成	●広報誌・ホームページを活用して、ボランティアについての情報提供を行い、ボランティアへの参加を呼びかけます。	保険福祉課 福祉係
	●親子で参加できるボランティア活動を実施し、世代を問わずに気軽に参加できるボランティア活動を推進します。	
	●社会福祉協議会が実施する「福祉入門講座」や「手話講座」を活用し、ボランティアの担い手を養成します。	
２）ボランティアへの支援	●ボランティア活動の助成など、活動が継続できるよう支援を行います。	保険福祉課 福祉係
３）関係機関や団体との連携強化	●ボランティアの育成や関係機関の連携・協力関係が密になるよう、積極的な支援を行うとともに、ボランティア団体同士のコミュニティの開設を支援します。	保険福祉課 福祉係 保険福祉課 障がい者支援係

（２）多機関協働の推進

〇施策の方針

障がいのある方が、一人ひとりの障がいの状況や生活環境、ライフステージに合わせた切れ目のない支援を受けられるよう、関係機関との連携や情報共有を推進します。

施策	内容	担当課
１）保育・教育機関との連携	●特別に支援が必要なこどもが、発達段階や環境の変化によって途切れることなく、充実した支援を受けられるよう、保育・教育機関と情報を共有し、連携した支援を行います。 ●保育所・幼稚園・学校・役場・相談支援専門員・医療機関が日ごろから情報交換会などを定期的に実施し、日常的な相談体制を整備します。	保険福祉課 障がい者支援係 学校教育課 学校教育係 子育て・健康支援課 健康づくり係
２）事業所・関係団体との連携	●障がいのある方の地域での生活を支えるため、障がい者支援施設や当事者団体などとの連携を強化します。	保険福祉課 障がい者支援係
３）自立支援協議会との連携	●自立支援協議会において共有された内容について、協議を行う機会を設け、障がいのある方を取り巻く課題の解決に努めます。	保険福祉課 障がい者支援係
４）町内の特別支援学校との連携	●町内にある福岡県築城特別支援学校との包括連携協定に基づき、児童・生徒との交流や、支援学校と協力した支援の充実を図ります。	企画財政課 企画計画係

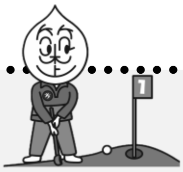

コラム⑤　～　豊築地区自立支援協議会　～

豊築地区自立支援協議会は、障がいのある方への支援体制の整備を図るため、１市３町（豊前市、築上町、吉富町、上毛町）で共同設置し、障がい福祉に関連する機関において障がい福祉の地域力を上げるための活動をしています。具体的な課題を検討するため、相談支援・こども・就労の３つの部会に分かれて、豊築地区でのニーズ把握、地域課題の整理・分析、研修・学習会などを行っています。

また、事業所やサービスの内容について紹介するパンフレットを作成し、必要な情報をスムーズに受け取っていただけるような体制づくりに取り組んでいます。

第６章　計画の推進体制

１．計画の周知・啓発

本計画は、令和17年度を目標とした障がい者施策に関する行政計画であり、計画を推進する上では、行政のみならず、障がいのある方や地域住民、事業者などがそれぞれの役割を果たしながら、互いに連携・協力して取り組むことが必要です。そのため、本計画の周知・啓発にあたり、広報誌やホームページなどを活用し、計画の内容についての情報提供に努めます。

２．連携・協力による計画の推進

本計画の推進にあたっては、保健・福祉・医療・教育・就労・生活環境など幅広い分野に関係することから、本計画を実行性のあるものとするために、庁内関係課・係の横断的な連携のもとに施策の推進を図ります。

３．進捗状況の点検・評価・見直し

本計画は、計画の進捗状況の把握・点検・評価を行い、着実な推進を図ります。

点検結果については、関係各課に報告を行い、必要に応じて全庁的な審議・評価を行います。

また、計画の最終年度（令和17年度）には、計画の進捗状況・点検などを行い、新たな計画を策定します。

第７章　資料編

１．築上町障がい者福祉計画策定委員会設置要綱

平成18年11月24日告示第325号

改正

令和２年３月23日告示第28号

令和２年12月11日告示第147号

令和３年６月30日告示第57号

令和７年５月28日告示第81号

築上町障がい者福祉計画策定委員会設置要綱

（設置）

第１条　障害者基本法（昭和45年法律第84号）の規定に基づき、築上町障がい者福祉計画（以下「計画」という。）を策定するため、築上町障がい者福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第２条　委員会は、町長の諮問に応じ、次の事務を所掌する。

（１）　計画の策定に関すること。

（２）　計画の推進に関すること。

（３）　前２号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事項とする。

（組織）

第３条　委員会は、委員14人以内で組織し、次の各号に掲げる者のうちから町長が委嘱又は任命する。

（１）　障がい者の福祉に関する事業に従事する者

（２）　学識経験を有する者

（３）　福祉・医療・保健関係者

（４）　障がい者若しくはその支援者又は障がい者団体の代表者

（５） 関係行政機関の職員

（委員長及び副委員長）

第４条　委員会に委員長及び副委員長各１名を置き、委員の互選によりこれを定める。

２　委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

３　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

（任期）

第５条　委員の任期は、障がい者福祉計画の策定が完了するまでの期間とする。

２　補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会議）

第６条　委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

２　委員長は、必要があると認めるときは、委員会に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

（庶務）

第７条　委員会の庶務は、保険福祉課において行う。

（その他）

第８条　この要綱に定めがあるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附　則

この告示は、平成18年11月24日から施行する。

附　則（令和２年３月23日告示第28号）

この告示は、令和２年４月１日から施行する。

附　則（令和２年12月11日告示第147号）

この告示は、令和３年１月12日から施行する。

附　則（令和３年６月30日告示第57号）

この告示は、令和３年６月30日から施行する。

附　則（令和７年５月28日告示第81号）

この告示は、令和７年５月28日から施行する。

２．第期築上町障がい者計画策定委員会委員名簿

※順不同・敬称略

所属／役職	氏名	備考
福岡県立大学　副学長	尾形　由起子	委員長
築上町自治会　会長	中村　信雄	副委員長
築上町立小中学校校長会　会長 （西角田小学校校長）	椋本　敬三	
障がい者相談支援センターてのひら　管理者	深田　洋文	
築上町手をつなぐ親の会　会長	田村　雪枝	
築上町身体障がい者福祉会	有松　寿芳	
築上町視覚障がい者福祉会　会長	中　行雄	
築上町民生委員児童委員	久保　暁美	
築上町社会福祉協議会	及川　泉	
築上町保育連盟（光耀保育園園長）	神崎　絵美	
築上町地域包括支援センター　センター長	西岡　定美	

３．条例・要綱

（１）築上町手話言語条例

令和５年３月20日条例第14号

築上町手話言語条例

言語は、お互いの意思や気持ちを理解し合い、知識を蓄え、文化を創造する上で不可欠なものであり、人類の発展に大きく寄与してきた。手話は、音声言語である日本語と異なる言語であり、手指や体の動きとともに、表情を使って視覚的に表現する言語である。ろう者は、物事を考え、コミュニケーションを図り、お互いの気持ちを理解し合うとともに、知識を蓄え、文化を創造するために必要な言語として、手話を大切に育んできた。しかし、手話によって必要な情報を得ることやコミュニケーションを図ることができる環境は充分に整っておらず、障害者の権利に関する条約（平成26年条約第１号）や障害者基本法の一部を改正する法律（平成23年法律第90号）により、ようやく手話が言語として位置付けられたものの、手話に対する理解が深まっていると感じられる状況に至っていない。
これらを踏まえ、手話が言語であるとの認識に基づき、手話への理解を広げ、全ての町民が地域で支え合い、安心して暮らすことができる共生社会を実現するため、この条例を制定する。

（目的）

第１条　この条例は、手話が言語であるとの認識に基づき、手話に対する理解の促進及び手話の普及に関する基本理念を定め、町の責務並びに町民及び事業者の役割を明らかにするとともに、手話に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もってろう者とろう者以外の者が共生することのできるまちづくりを実現することを目的とする。

（定義）

第２条　この条例において「ろう者」とは、日常生活又は社会生活で手話を言語として使う者をいう。

（基本理念）

第３条　手話に対する理解の促進及び手話の普及は、ろう者が手話による円滑なコミュニケーションを図る権利を有し、その権利が尊重されることを基本として行わなければならない。

（町の責務）

第４条　町は、前条に規定する基本理念にのっとり、町民の手話に対する理解の促進及び手話の普及に努め、あらゆる場面で手話による円滑なコミュニケーションができる環境を整備するために必要な施策を定め、これを推進しなければならない。

（町民の役割）

第５条　町民は、手話に対する理解を深め、町が推進する施策に協力するよう努めるものとする。

２　ろう者は、町が推進する施策に協力するとともに、町民の手話に対する理解の促進及び手話の普及に努めるものとする。

（事業者の役割）

第６条　事業者は、ろう者が利用しやすいサービスを提供するとともに、ろう者が働きやすい環境を整備するよう努めるものとする。

（施策の実施等）

第７条　町は、次に掲げる施策を実施するものとする。

（１）　手話に対する理解の促進及びその普及に関する施策

（２）　手話によるコミュニケーションを図る機会及び情報を得る機会の拡大に関する施策

（３）　手話通訳者の派遣、その他のろう者のコミュニケーションの支援に関する施策

（４）　前３号に掲げるもののほか、町長が必要と認める施策

２　町は、前項各号の施策の実施状況について、ろう者、手話通訳者その他の関係者の意見を聴き、互いに協議して検証するものとする。

（財政措置）

第８条　町は、手話に関する施策を積極的に推進するために必要な財政措置を行うよう努めるものとする。

（委任）

第９条　この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

（２）築上町緊急受入支援事業実施要綱

令和５年３月22日告示第36号

築上町緊急受入支援事業実施要綱

（目的）

第１条　この告示は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第４条第１項に規定する障害者、同条第２項に規定する障害児又はこれらに準ずる者（以下「障害者等」という。）が、当該障害者等の介護を行う者（以下「介護者」という。）の突発的な入院、死亡等のやむを得ない理由により、不在、若しくはそれに近い状態になり、障害者等が居宅で生活することができず、緊急一時的な保護が必要な場合に、当該障害者等に対して緊急の援助、保護その他必要な処置（以下「緊急援助等」という。）のできる居室を提供する事業（以下「事業」という。）を実施することにより、障害者等の福祉の向上及び介護者の負担の軽減を図ることを目的とする。

（実施主体）

第２条　事業の実施主体は、築上町とする。ただし、豊前市、吉富町及び上毛町（以下「豊築地区の市町」という。）と共同し、豊築圏域（豊前市、築上町、吉富町及び上毛町をいう。）における事業を実施運営する。

２　町長は、事業の全部又は一部を築上町地域生活支援拠点等整備事業実施要綱（令和５年築上町告示第35号。以下「実施要綱」という。）第６条第１項に規定する認定を受け、かつ、法第５条第８項に規定する短期入所を実施する事業者（以下「事業者」という。）に行わせることができる。

（事業内容）

第３条　この事業は、実施要綱第４条第１項第２号に規定する機能を有し、あらかじめ介護等の体制又は居室を確保し、障害者等に緊急援助等のできる居室を提供するものとする。

（申請）

第４条　この事業を実施しようとする事業者（以下「指定申請者」という。）は、築上町緊急受入支援事業者指定申請書（様式第１号）を町長に提出しなければならない。

２　町長は、前項の規定による申請があったときは、速やかに内容を確認の上、指定の可否を決定し、築上町緊急受入支援事業者指定決定・却下通知書（様式第２号）により指定申請者に通知するものとする。

３　前項の規定により指定を受けた者（以下「指定事業者」という。）が、次のいずれかに該当するときは、築上町緊急受入支援事業変更・休止・廃止申請書（様式第３号）を町長に提出しなければならない。

（１） 申請の内容に変更が生じたとき。
（２） 業務を休止するとき。
（３） 業務を廃止するとき。
４　第２項の規定により豊築地区の市町が事業に係る指定事業者を決定した場合は、築上町において決定されたものとみなす。事業を変更、休止、廃止する場合も、同様とする。

（対象者）

第５条　事業を利用できる者は、町内に住所を有する在宅の障害者等で、緊急援助等の必要があると町長が認める者とする。
２　前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する給付又は支給を受け、緊急時にサービスを利用できる者は、当該サービスの利用を優先するものとする。
（１） 法第６条に規定する自立支援給付
（２） 介護保険法（平成９年法律第123号）第２条に規定する保険給付
（３） 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の５の２に規定する給付
（４） 児童福祉法第24条の２に規定する支給

（登録申請）

第６条　事業を利用しようとする者（以下「申請者」という。）は、障害者等又は介護者が同意の上、築上町緊急受入支援事業事前登録申請書（様式第４号）を町長に提出しなければならない。

（登録決定）

第７条　町長は、前条の申請があったときは、速やかに内容を確認の上、登録の可否を決定し、築上町緊急受入支援事業登録決定・却下通知書（様式第５号）により申請者に通知するものとする。
２　町長は、前項の規定により登録決定を受けた者（以下「登録者」という。）を、築上町緊急受入支援事業登録者名簿（様式第６号）に登録するものとする。
３　登録者は、次の各号のいずれかに該当するときは、築上町緊急受入支援事業登録内容変更・取消申請書（様式第７号）を町長に提出しなければならない。
（１） 申請の内容に変更が生じたとき。
（２） 長期入院等の理由により、事業を利用する見込みがなくなったとき。

（利用申請及び決定）

第８条　事業を利用する登録者（以下「利用者」という。）は、築上町緊急受入支援事業利用申請書（様式第８号）を町長に提出しなければならない。ただし、緊急その他やむを得ない事由により、あらかじめ申請書を提出することができないと町長が認める場合は、事業を利用した後速やかに提出するものとする。

２　町長は、前項の規定による申請があったときは、速やかに内容を確認の上、利用の可否を築上町緊急受入支援事業利用決定（却下）通知書（様式第９号）により利用者に通知するものとする。

（利用期間）

第９条　事業の利用期間は、原則５日とする。ただし、町長が特に必要と認めるときはこの限りでない。

（事業に係る経費等）

第10条　町長は、事業を実施した指定事業者に、別表に掲げる額を支払うものとする。

（支払等）

第11条　指定事業者は、事業を実施した月の翌月の10日までに、築上町緊急受入支援事業費請求書（様式第10号）及び築上町緊急受入支援事業利用実績明細書（様式第11号）を、町長に提出するものとする。
２　町長は、前項の規定による請求があったときは、速やかに内容を確認の上、当該請求の日から30日以内に支払うものとする。
３　町長は、前項に規定する費用について、指定事業者が偽りその他不正の手段により支払を受けた場合は、期限を定めてその全部又は一部の返還を命ずるものとする。

（遵守事項）

第12条　指定事業者は、事業の実施時に事故が発生したときは、直ちに必要な処置を講じ、町長及び介護者に連絡しなければならない。
２　指定事業者は、正当な理由なく業務上知り得た利用者及び介護者に関する秘密を漏らしてはならない。事業を終了した後も同様とする。

（その他）

第13条　この告示に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。
附　則
この告示は、令和５年４月１日から施行する。
別表（第10条関係）

対象経費	対象経費の額
宿泊に要する経費	日額12,000円
医療的ケア、強度行動障害加算	日額3,000円
送迎加算	一回につき500円
職員協力要請に係る経費	日額6,000円

（３）築上町相談支援事業実施要綱

平成18年10月23日告示第303号

改正

平成25年４月１日告示第48号
平成27年４月１日告示第31号
令和２年12月11日告示第147号
令和３年５月27日告示第46号

築上町相談支援事業実施要綱

（目的）

第１条　この要綱は、築上町相談支援事業（以下「事業」という。）を実施することにより、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に基づく障がい者等（以下「障がい者等」という。）及びその保護者（以下「相談者等」という。）からの相談に応じ、必要な情報の提供等の便宜を供与することや、権利擁護のために必要な援助を行うことにより、障がい者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようにすることを目的とする。

（実施主体）

第２条　この事業の実施主体は、築上町とする。
２　町長は、この事業の全部又は一部を適切な事業運営を行うことができると認める指定相談支援事業者（以下「事業者」という。）に委託することができる。

（事業の内容）

第３条　この事業の内容は、次に掲げるものとする。
（１）　障がい者相談支援事業
（２）　住宅入居等支援事業
（３）　成年後見制度利用支援事業
２　障がい者相談支援事業は、相談者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言等を行うものとして、次に掲げる業務を実施するものとする。
（１）　福祉サービスの利用援助に関する業務
（２）　社会資源を活用するための支援に関する業務
（３）　社会生活力を高めるための支援に関する業務
（４）　ピアカウンセリングに関する業務
（５）　権利の擁護のために必要な援助に関する業務

（６） 専門機関の紹介に関する業務
（７） その他町長が特に必要と認める業務
３　住宅入居等支援事業は、賃貸契約による一般住宅への入居を希望しているが保証人がいない等の理由により入居が困難な知的障がい者又は精神障がい者（共同生活援助又は共同生活介護を利用する者を除く。）に対し、入居に必要な調整等を行うものとして、次に掲げる業務を実施するものとする。
（１） 不動産業者に対する物件あっせん依頼及び家主等との入居契約手続支援に関する業務
（２） 利用者の生活上の課題に対し、緊急に対応が必要となる相談支援、関係機関との連絡・調整等に関する業務
４　成年後見制度利用支援事業は、この制度の利用が有効と認められる知的障がい者又は精神障がい者に対し、利用を支援することにより、これらの障がい者の権利擁護を図ることを目的とし、制度の（申立て）に要する経費（登記手数料、鑑定費用等）及び後見人等の報酬の全部又は一部を助成する。対象となる者は次のいずれにも該当する者とする。
（１） 障がい福祉サービスを利用し、又は利用しようとする身寄りのない重度の知的障がい者又は精神障がい者
（２） 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第28条又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号。以下「精神保健福祉法」という。）第51条の11の２に基づき、民法（明治29年法律第89号）第７条（後見開始の審判）第11条（保佐開始の審判）第15条第１項（補助開始の審判）等に規定する審判の請求を行うことが必要と認められる者
（３） 後見人等の報酬等必要となる経費の一部について、助成を受けなければ成年後見制度の利用が困難であると認められる者

（配置職員等）

第４条　事業者は、事業の実施にあたり、社会福祉士、精神保健福祉士、保健師、相談支援専門員又は介護支援専門員のいずれか（以下「ソーシャルワーカー」という。）１名以上を配置しなければならない。ただし、事業の実施に支障のない範囲で指定相談支援事業者関係業務に従事することができる。
２　事業者は、特別な相談支援が必要なときは、ソーシャルワーカーに加えて、専門的な知識を有する者のうち特別な相談支援に対処できるものを従事させなければならない。

（遵守事項）

第５条　事業者は、利用者に対して適切なサービスを提供できるよう、事業所ごとに従業者の勤務体制、職務環境、訪問手段等を定めておかなければならない。
２　事業者は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。
３　事業者は、サービス提供時に事故が発生した場合は、町長及び家族等に速やかに連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

４　事業者は、従業者、会計、利用者へのサービス提供記録に関する諸記録を整備し、サービスを提供した日から５年間保存しなければならない。
５　事業者及び従業者は、正当な理由なく業務上知り得た利用者等に関する秘密を漏らしてはならない。

（利用料）

第６条　この事業における相談者等の利用料は、無料とする。

（その他）

第７条　この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、町長が別に定める。
附　則
この告示は、公布の日から施行し、平成18年10月１日から適用する。
附　則（平成25年４月１日告示第48号）
この告示は、平成25年４月１日から施行する。
附　則（平成27年４月１日告示第31号）
この告示は、平成27年４月１日から施行する。
附　則（令和２年12月11日告示第147号）
この告示は、令和３年１月12日から施行する。
附　則（令和３年５月27日告示第46号）
この告示は、令和３年５月27日に施行し、令和３年４月１日から適用する。

（４）築上町福祉タクシー料金助成事業実施要綱

平成18年１月10日告示第14号

改正

平成20年３月26日告示第49号
平成22年４月１日告示第41号
平成24年６月14日告示第68号
平成25年２月19日告示第18号
平成26年３月27日告示第26号
平成28年３月30日告示第42号
平成28年12月16日告示第131号
平成30年12月17日告示第89号
令和３年６月30日告示第59号
令和４年３月３日告示第17号
令和５年１月23日告示第13号

築上町福祉タクシー料金助成事業実施要綱

（目的）

第１条　この要綱は、在宅の重度心身障がい者が利用するタクシー料金の一部を助成することにより、日常生活の利便と社会活動の範囲の拡大を図り、もって福祉の充実を図ることを目的とする。

（対象者）

第２条　この要綱による助成を受けることができる者は、築上町（以下「本町」という。）に居住し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第５条に規定する本町の住民基本台帳に登録されており、自家用車（軽自動車を含む。）を持たない世帯で、次の各号のいずれかに該当するものとする。なお、この要綱において「世帯」とは、この事業の対象者と居住を共にする者全てをいう。

（１）　身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第４項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者で、障害の程度が１級及び２級の者

（２）　福岡県療育手帳交付要綱（昭和49年福岡県民生部長通知48児第1893号）第６条の規定により療育手帳の交付を受けている者で、障害の程度が「Ａ」の者

（３）　精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第２項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者で、障害の程度が１級の者

（申請及び決定）

第３条　助成を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、福祉タクシー利用券交付申請書（様式第１号。以下「申請書」という。）を町長に提出しなければならない。
２　町長は、前項の申請書を受理したときは、直ちに審査し、助成の可否を決定しなければならない。
３　町長は、助成の可否を決定したときは、申請者に対し当該決定の通知をしなければならない。この場合において、助成をしない旨の通知をするときは、その理由を記さなければならない。

（登録及び利用券の交付）

第４条　町長は、助成の決定をした者を福祉タクシー利用券登録簿兼交付台帳（様式第２号）に登録するとともに、その者に対し、福祉タクシー利用券（様式第３号。以下「利用券」という。）を交付するものとする。
２　町長は、申請書を受理し、直ちに助成することが決定できないときは、決定した者に対して、前項の利用券の交付をもって前条第３項の通知に代えることができる。
３　前項の規定により交付する利用券の数は、月３枚（上限は年33枚）とし、前条の規定による申請のあった日の属する月から当該月の属する年度末までの分を一括して交付する。ただし、腎臓機能障害１級で、かつ、人工透析治療を受けているものにあっては、月６枚（上限は年66枚）とする。

（利用の方法）

第５条　利用券によりタクシーを利用する者（以下「利用者」という。）は、タクシーに乗車するときにタクシー乗務員に身体障害者手帳又は療育手帳若しくは精神障害者保健福祉手帳を提示し、利用券を提出するものとする。

（利用券の有効期限）

第６条　利用券の有効期限は、利用券を交付した日の属する年度の末日までとする。ただし、利用者が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その該当するに至った日までとする。
（１）　利用者が死亡したとき。
（２）　利用者が町外に転出したとき。
（３）　利用者が在宅でなくなったとき。
（４）　利用者が第２条に規定する要件に該当しなくなったとき。

（利用券の再交付の禁止）

第７条　利用券は、再交付は行わない。

（利用券の譲渡又は貸与の禁止）

第８条　利用者は、利用券を他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

（利用券の返還等）

第９条　利用者は、利用券の有効期限が経過したとき又は第６条ただし書の各号に該当したときは、速やかに、福祉タクシー利用券利用者資格喪失届（様式第４号）を町長に提出し、利用券を返還しなければならない。

２　町長は、利用者が虚偽の申請その他不正な手段により、利用券の交付を受けたとき若しくは前条の規定に違反して利用券を譲渡し、又は貸与したときは、未使用の利用券を返還させ、助成額に相当する金額をその者から返還させることができる。

（助成の額）

第10条　利用券１枚の助成額は、500円とする。

２　タクシー乗車運賃と助成額との差額は、利用者が支払うものとする。

３　利用料金が助成額を下回る場合は、釣銭は出ないものとする。

（利用できるタクシー）

第11条　この利用券が利用できるタクシーは、次に掲げる会社及び事業者（以下「利用券取扱事業者」という。）のものとする。

（１）　本町とこの事業の実施に関して契約をした一般財団法人北九州タクシー協会京築地区会に加盟するタクシー会社

（２）　一般乗用旅客自動車運送業者（福祉輸送事業限定）の許可を受けた者で町が登録をおこなった事業者（以下「登録事業者」という。）

（タクシー利用料金の負担）

第12条　町長は、利用券１枚につき第10条に規定する額を、利用者が利用した前条に規定する利用者取扱事業者からの請求により支払うものとする。

（不正利得の返還）

第13条　町長は、偽りその他不正の手段によりタクシー利用料金の支給を受けたものがあるときは、その全部又は一部を返還させることができる。

（その他）

第14条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この告示は、平成18年１月10日から施行する。

（経過措置）

２　この告示の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに、合併前の椎田町福祉タクシー料金助成事業実施要綱（平成８年椎田町告示第10号）又は築城町福祉タクシー利用券交付要綱（平成８年築城町要綱第３号）（以下これらを「合併前の要綱」という。）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの告示の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

３　この告示の規定にかかわらず、福祉タクシー料金助成事業の実施については、平成18年３月31日までの間は、なお合併前の要綱の例による。

４　施行日の前日までに、合併前の要綱の規定により交付を受けている利用券については、この告示の施行後も、合併前の要綱の規定による有効期限中は、なお使用できるものとする。

附　則（平成20年３月26日告示第49号）

この告示は、平成20年４月１日から適用する。

附　則（平成22年４月１日告示第41号）

この告示は、平成22年４月１日から施行する。

附　則（平成24年６月14日告示第68号）

改正

平成25年２月19日告示第18号

この告示は、平成24年７月９日から施行し、改正後の第２条及び第４条の規定は、平成24年４月１日から適用する。

附　則（平成25年２月19日告示第18号）

この告示は、平成25年２月19日から施行する。

附　則（平成26年３月27日告示第26号）

この告示は、平成26年４月１日から施行する。

附　則（平成28年３月30日告示第42号）

この告示は、平成28年４月１日から施行する。

附　則（平成28年12月16日告示第131号）

この告示は、平成29年１月１日から施行する。

附　則（平成30年12月17日告示第89号）

この告示は、平成31年４月１日から施行する。

附　則（令和３年６月30日告示第59号）

この告示は、令和３年６月30日から施行する。

附　則（令和４年３月３日告示第17号）

この告示は、令和４年４月１日から施行する。

附　則（令和５年１月23日告示第13号）

この告示は、令和５年４月１日から施行する。

４．障がいのある方を支えるサービスについて

本町では、令和７年度３月現在、以下のサービスを実施しています。

訪問系	・居宅介護
	・重度訪問介護
	・同行援護
	・行動援護
	・重度障害者等包括支援
日中活動系	・短期入所
	・療養介護
	・生活介護
施設系	・施設入所支援
居住支援系	・自立生活援助
	・共同生活援助
訓練系・就労系	・自立訓練（機能訓練）
	・自立訓練（生活訓練）
	・就労移行支援
	・就労選択支援
	・就労継続支援Ａ型
	・就労継続支援Ｂ型
	・就労定着支援
相談支援	・計画相談
	・地域定着支援
	・地域移行支援

自立支援医療	・更生医療
	・育成医療
	・精神通院医療
補装具	・補装具の給付・修理
障がい児支援	・児童発達支援
	・放課後等デイサービス
	・保育所等訪問支援
	・医療型児童発達支援
	・居宅訪問型児童発達支援
	・障がい児相談支援
地域生活支援事業	・相談支援
	・成年後見制度利用支援
	・日常生活用具の給付等
	・コミュニケーション支援
	・移動支援
	・日中一時支援
	・地域活動支援センター
	・福祉ホーム

５．用語集

あ行

●アクセシビリティ：

施設・設備やサービス、情報、制度などの利用のしやすさのこと。

●一般就労：

民間企業などで、労働基準法や最低賃金法に基づく雇用関係により働くこと。

●医療的ケア：

日常的に行われている、たんの吸引・経管栄養・気管切開部の衛生管理などの医行為を指す。平成 24 年度の制度改正により、看護師などの免許を有しない者も、医行為のうち、たんの吸引などの5つの特定行為に限り、研修を修了し、都道府県知事に認定された場合には、「認定特定行為業務従事者」として、一定の条件の下で制度上実施できることとなった。

●医療的ケア児：

医療的ケアが日常的に必要なこどものこと。

●医療的ケア児支援法：

国や地方公共団体が、医療的ケア児及びその家族の支援を行う責務を負うことが明文化された法律。医療的ケア児の健やかな成長を図るとともに、その家族の離職の防止に資し、安心してこどもを生み、育てることができる社会の実現に寄与することを目的としている。正式名称は「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」。

●インクルーシブ：

「包摂的な、包摂性のある」という意味であり、「排他的」の対義語となる。包摂とは、あるものを分け隔てなく受け入れることを指し、「包摂的な社会」とは、異なる意見や立場、文化や価値観などを受け入れ、調和が図られている社会を指す。

●インクルーシブ教育：

障がいのあるこどもとないこどもが、同じ場で共に学ぶこと。障がいのあるこどもが一般的な教育制度から排除されず、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な「合理的配慮」が提供されることなどが必要とされる。

●基幹相談支援センター：

地域において、障がいに関する相談支援の中核的な役割を担う機関であり、障害者相談支援事業及び成年後見制度利用支援事業ならびに身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者に対する相談等の業務を総合的に行う機関のこと。

●共生社会：

これまで必ずしも十分に社会参加できるような環境になかった障がいのある方などが、積極的に参加、貢献していくことができる社会で、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い、人々の多様な在り方を相互に認め合える全員参加型の社会のこと。

●強度行動障がい：

自分の体を傷つける、他人に危害を加える、物を壊す、奇声を上げるなどの周囲の人の暮らしに影響を及ぼす行為が、著しく高い頻度で起こるため、特別に配慮された支援が必要になっている状態のこと。

●権利擁護：

生命や財産を守り、権利が侵害された状態から救うというだけではなく、本人の生き方を尊重し、本人が自分の人生を歩めるようにするという本人の自己実現に向けた取り組みのこと。

●工賃：

就労継続支援 B 型事業などで生産活動（仕事）を行った利用者に対して支払う対価のこと。

●合理的配慮：

障害者権利条約で定義された、障がいのある方の人権と基本的自由及び実質的な機会の平等が、障がいのない人々と同様に保障されるために行われる「必要かつ適当な変更及び調整」であり、障がいのある方の個別・具体的なニーズに配慮するためのものであるという概念。変更及び調整を行う者に対して「均衡を失した、または過度の負担」を課すものではないが、障がいのある方が必要とする合理的配慮を提供しないことは差別とされる。

●個別避難計画：

災害発生時に高齢者や障がいのある方などの避難行動要支援者が適切に避難できるよう、「避難先」や「避難経路」、「避難の支援をしてくれる方（親戚・知人など）」を事前に定めた計画のこと。

●児童福祉法：

児童の福祉を担当する公的機関の組織や各種施設及び事業に関する基本原則を定める法律。その時々の社会のニーズに合わせて改正を繰り返しながらも、現在まで児童福祉の基盤として位置づけられている。

●社会的障壁：

障がいのある方を暮らしにくく、生きにくくする社会にあるもの全てのものを指す。例えば、事柄（早口でわかりにくく、あいまいな案内や説明など）、物（段差、難しい言葉、手話通訳のない講演、字幕のないテレビ番組、音のならない信号など）、制度（納得していないのに入院させられる、医療費が高くて必要な医療が受けられない、近所の友だちと一緒の学校に行くことが認められないことがあることなど）、習慣（障がいのある方が結婚式や葬式に呼ばれないこと、障がいのある方がこども扱いされることなど）、考え方（障がいのある方は施設や病院で暮らしたほうが幸せだ、障がいのある方は施設や病院に閉じ込めるべきだ、障がいのある方は結婚や子育てができないなど）。

●重度障がい者医療費支給制度：

障がいのある方に係る医療費の一部を助成することにより、保険の向上と福祉の増進を図ることを目的とした制度。

●就労アセスメント：

就労継続支援 B 型事業の利用希望者に対して就労移行支援事業所などが行う、就労面のアセスメントのこと。

●就労選択支援：

障がいのある方が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性などに合った選択を支援するサービスのこと。継続して働くことができないなどの障がいのある方がおかれた現状を解消するため、令和7年 10 月から新たな障害福祉サービスとして実施が始まった。

●手話通訳者：

手話を用いて、聴覚障がいのある方と聴覚障がいのない方とのコミュニケーションの仲介・伝達などを行う人。

●障害者基本法：

障がいのある方の自立と社会参加支援などのための施策の基本となる事項などが定められており、障がいのある方の福祉の増進を目的とした法律。障がいのある方の個人の尊厳が重んじられることや、あらゆる分野の活動への参加機会が与えられること、障がいのある方に対して障がいを理由として差別その他の権利利益を侵害する行為をしてはならないことを基本的理念とし、都道府県や市町村に障がいのある方のための基本的な施策を推進するための計画（障がい者計画）の策定を義務づけている。

●障害者権利条約：

平成 18 年 12 月 13 日、第 61 回国連総会本会議で採択された人権条約。障がいのある方の人権及び基本的自由の享有を確保し、障がいのある方の固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、障がいのある方の権利の実現のための措置などについて定められている。正式名称は「障害者の権利に関する条約」。

●障害者雇用促進法：

身体障がいのある方、知的障がいのある方、精神障がいのある方を一定割合以上雇用することを義務づけた法律。正式名称は「障害者の雇用の促進等に関する法律」。障がいのある方の雇用機会を広げ、障がいのある方が自立できる社会を築くことを目的とする。職業リハビリテーションや在宅就業の支援など障がいのある方の雇用の促進について定めている。

●障害者差別解消法：

国連の障害者権利条約の締結に向けた国内法制度の整備の一環として定められた、全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的としている法律。正式名称は「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」。

●障害者自立支援法：

障がいのある方及び障がいのあるこどもが、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、平成 18 年 4 月に施行された法律。それまで身体障がい、知的障がい、精神障がいのある方それぞれに提供されていた福祉サービスを一元化することや、保護から自立に向けた支援をすることなどが規定された。後に障害者総合支援法に改正された。

●障害者総合支援法：

障がいのある方及び障がいのあるこどもが自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付その他の支援を行い、障がいのある方及び障がいのあるこどもの福祉の増進を図るとともに、障がいの有無に関わらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする法律。正式名称は「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」。旧法律名は障害者自立支援法。

●障害者優先調達法：

障がいのある方の経済面の自立を進めるため、国や地方公共団体、独立行政法人などの公的機関が、物品やサービス（役務）を調達する際、障がい者就労施設などからの調達を推進するための法律。正式名称は「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」。

●障害福祉サービス：

障がいのある方の個々の障がいの程度や勘案すべき事項（社会活動や介護者、居住などの状況）を踏まえ、個別に支給決定が行われる障害者総合支援法で規定するサービス。介護の支援を受ける場合は「介護給付」、訓練などの支援を受ける場合は「訓練等給付」に位置づけられる。

●情報アクセシビリティ：

年齢や障がいの有無等に関係なく、誰もが必要とする情報に簡単にたどりつき、利用できること。

●情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法：

障がいのある方があらゆる活動に参加できるよう、情報の十分な取得利用・意思疎通に係る施策を推進することを目的とする法律。正式名称は「障害者による情報の取得及び利用ならびに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」。

●ジョブコーチ（職業適応援助者）：

障がいのある方の就労にあたり、できることとできないことを事業所に伝達するなど、障がいのある方が円滑に就労できるように、職場内外の支援環境を整える専門職。

●自立支援医療：

心身の障がいを除去・軽減するための医療について、医療費の自己負担額を軽減する公費負担医療制度で、障害者総合支援法で規定される。

●自立支援医療（育成医療）：

児童福祉法に規定する障害児で、その身体障がいを除去、軽減する手術など（口蓋裂形成術、脊椎側彎症形成術等）の治療によって確実に効果が期待できる方に対して提供される、生活の能力を得るために必要な自立支援医療費の支給を行う制度。

●自立支援医療（更生医療）：

身体障害者福祉法に規定する身体障害者で、その身体障がいを除去・軽減する手術等の治療（人工関節置換術、人工透析等）によって確実に効果が期待できる方に対して提供される、更生のために必要な自立支援医療費の支給を行う制度。

●自立支援医療（精神通院医療）：

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する統合失調症、精神作用物質による急性中毒、その他の精神疾患（てんかんを含む）を有する方で、通院による精神医療を継続的に要する病状にある方に対し、その通院医療に係る自立支援医療費の支給を行う制度。

●自立支援協議会：

障がいの有無に関わらず、共に暮らせる地域をつくるため、障がい福祉にかかる関係機関が情報を共有し、地域の課題解決に向け協議を行うための会議体のこと。会議の機能としては、個別事例からの課題抽出や地域課題の改善・政策提言、地域の関係機関によるネットワークの構築などが挙げられる。

●新生児聴覚検査：

新生児期において、先天性の聴覚障がいの発見を目的として実施する聴覚検査。

●新生児ライソゾーム病検査：

新生児期において、先天性の代謝疾患の発見を目的として実施する血液検査。

●身体障害者手帳：

身体障がいのある方が身体障害者福祉法に定める障害に該当すると認められた場合に交付される手帳。身体障害者手帳の等級は重度から1級～6級に区分されているが、さらに障がいにより視覚、聴覚、音声・言語、肢体不自由、内部（呼吸器や心臓、腎臓、膀胱または直腸、小腸、免疫機能）などに分けられる。

●精神障害者保健福祉手帳：

精神障がいのある方の自立と社会参加の促進を図ることを目的として交付される手帳。障がいの程度により、1級、2級、3級に分けられる。市町村が窓口であり、2年ごとに精神障がいの状態について都道府県知事の認可を受けなければならない。

●成年後見制度：

知的障がい、精神障がい、認知症などにより、判断能力が不十分なために、財産侵害を受けたり、人間としての尊厳が損なわれたりすることがないよう、法律面や生活面で支援する仕組み・制度。具体的には、判断能力が不十分な人について契約の締結などを代わりに行う代理人などの選任や、本人が誤った判断に基づいて契約を締結した場合、それを取り消すことができるようにするなど、これらの人を不利益から守る制度。

た行

●地域活動支援センター：

障害者総合支援法に基づく、障がいのある方が通い、地域の実情に応じて、創作的活動または生産活動の機会や、社会との交流の促進などの機会を提供するなど、障がいのある方の日中の活動をサポートする場。

●地域共生社会：

高齢化や人口減少が進み、地域・家庭・職場という人々の生活領域における支え合いの基盤の弱まりや、暮らしにおける人と人とのつながりの弱まりなど、社会構造の変化や人々の暮らしの変化を踏まえ、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に創っていく社会のこと。

●地域生活支援拠点等：

障がいのある方の重症化・高齢化や「親亡き後」を見据えた、居宅支援などの機能を持つ場所や体制。主な機能として、①相談、②緊急時の受け入れ、③体験の機会・場、④専門的人材の確保・養成、⑤地域の体制づくりが挙げられる。

●地域連携ネットワーク：

権利擁護支援を必要とする方が尊厳をもって本人らしい生活を継続し、地域社会に参加できるよう、地域や福祉、行政、司法などの多様な分野・主体が連携する仕組み。

●通級指導教室：

一部の学習や生活に難しさを感じている児童・生徒が、通常の学級に在籍しながら、特定の時間だけ別の教室に移動し、個々にあった特別な指導を受けること。

●特別支援学級：

障がいや発達の特性により、通常学級での学習や生活が難しい児童生徒のために設置されている少人数学級のこと。

●特別支援学校：

一人ひとりの障がいの種類や程度などに応じ、特別な配慮のもとに、適切な教育を受け、自立や社会参加を目指すための学校。

●読書バリアフリー法：

視覚障がいや発達障がい、肢体不自由などの障がいのある方に対して、読書環境の整備を、総合的かつ計画的に推進することを目的とした法律。正式名称は「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」。

●特別支援教育：

障がいのある児童生徒の自立や社会参加に向けて、生活や学習上の困難を改善または克服するため、適切な教育や指導を通じて必要な支援を行うこと。

な行

●難病：

医学的に明確に定義された病気の名称ではなく、いわゆる「不治の病」に対して社会通念として用いられてきた言葉。そのため、難病であるか否かは、その時代の医療水準や社会事情によって変化することになる。昭和 47 年の難病対策要綱において、難病は、（1）原因不明、治療方針未確定であり、かつ、後遺症を残す恐れが少なくない疾病、（2）経過が慢性にわたり、単に経済的な問題のみならず介護などに著しく人手を要するために家族の負担が重く、また精神的にも負担の大きい疾病と定義されている。また、「難病の患者に対する医療等に関する法律」では、発病の機構が明らかでなく、かつ、治療方法が確立していない希少な疾病であって、当該疾病にかかることにより長期にわたり療養を必要とすることとなるものとされている。

●日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）：

認知症の高齢者、知的障がいのある方、精神障がいのある方などで、判断能力が不十分なため、日常生活に困っている人が安心して自立した地域生活が送れるよう、相談、福祉サービスの利用援助及び日常的な金銭管理などを行う事業で、社会福祉協議会が実施している。契約締結後、生活支援員が生活支援計画に基づき、定期的な支援を行う。

●日常生活用具：

障がいのある方などが安全かつ容易に使用でき、高い実用性を備えた用具。また、日常生活上の困難を解消して自立を支援し、社会参加を促進すると認められるもの。

●ノーマライゼーション：

障がいの有無に関わらず、誰もが地域社会の一員として尊重され、普通に、当たり前に生活できる社会を目指すという考え方。

は行

●発達障がい：

自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障がい、学習障がい（LD）、注意欠陥多動性障がい（ADHD）その他これに類する脳機能障がいであって、その症状が通常低年齢において発現するもの。

●発達障害者支援法：

発達障がいの定義を明確化するとともに、社会福祉制度における位置づけを確立し、早期発見や発達支援、福祉的援助に関する国及び地方公共団体の責務を規定。発達障害者の自立及び社会参加を促進するための支援を初めて明文化した法律。

●パブリックコメント：

（国民・住民・市民など）公衆の意見。特に「パブリックコメント手続」における意見公募に対し寄せられた意見を指す。意見公募の手続そのものを指す言葉としても用いられる。パブコメと略されることもある。パブリックコメント手続（制度）とは、行政が政策、制度などを決定する際に、公衆（国民、都道府県民、市町村民など）の意見を聞いて、それを考慮しながら最終決定を行う仕組みのこと。

●バリアフリー：

障がいのある方が社会生活をしていく上で、障壁（バリア）となるものを除去するという意味。段差などの物理的障壁の除去をいうことが多いが、障がいのある方の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的な全ての障壁の除去という意味でも用いられる。

●ハローワーク：

正式名称は「公共職業安定所」。職業安定法により政府が組織・設置する機関で、職業紹介・職業指導・雇用保険業務などを行う。

●避難行動要支援者：

高齢者や障がいのある方、乳幼児などの、防災施策において特に配慮を要する人（要配慮者）のうち、災害発生時の避難などに特に支援を要する人。

●**福祉的就労：**
企業などに就職することが困難な障がいのある方が、障がいのある方を支援する施設や事業所などにおいて生産活動を行うこと。

●**福祉避難所：**
高齢者や障がいのある方、妊産婦、乳幼児など、避難所生活において何らかの特別な配慮を必要とし、介護保険施設や医療機関等に入所・入院するに至らない程度の方を対象とした避難所。

●**ヘルプマーク：**
義足や人工関節を使用している方、内部障がいや難病の方、または妊娠初期の方など、外見からわからなくても援助や配慮を必要としている方々が、周囲の人に配慮を必要としていることを知らせるためのマーク、またはカードのこと。

●**放課後児童クラブ：**
保護者が就労などにより昼間家庭にいない児童に対し、遊びや生活の場を提供し、その健全な育成を図る事業。

●**放課後等デイサービス：**
学齢期の障がいや特性のあるこどもに対し、授業の終了後や休業日に、生活能力向上のために必要な支援や社会との交流の促進、家族への支援などを行う福祉サービス。

●**法定雇用率（障がい者雇用率）：**
障害者雇用促進法に定められた、官公庁や事業所が雇用すべく義務づけられた障がいのある方の雇用割合。一般労働者と同じ水準において常用労働者となり得る機会を与え、常用労働者の数に対する割合（障がい者雇用率）を設定し、事業主などに障がい者雇用率達成義務を課すことにより、それを保障するもの。

●**保護司：**
犯罪や非行をした人たちが再び罪を犯すことがないよう、その立ち直りを地域で支える法務大臣から委嘱を受けた民間ボランティアのこと。

や行

●ユニバーサルデザイン:

年齢や障がいの有無などに関わらず、誰もが利用しやすいようにデザインされたもののこと。

●要約筆記者:

手話の取得の困難な中途失聴者や難聴者などの依頼を受け、文字によるコミュニケーション手段としての要約筆記を行う人。

ら行

●リハビリテーション:

心身に障がいのある方の人間的復権を理念として、その人のもつ能力を最大限に発揮して自立を促すために行われる専門的技術。医学的、心理的、職業的、社会的な分野のリハビリテーションがある。

●療育:

障がいのある乳幼児や児童に対して、障がいを軽減・改善し、発達を促していくために、医療や訓練、保育、教育などを組織的に行うこと。

●療育手帳:

児童相談所または障がい者更生相談所において知的障がいと判定された方に対して交付される手帳。知的障がいのある方に対する一貫した指導、相談を行うとともに各種の援護措置を受けやすくすることを目的としている。障がいの程度は、A判定が重度、B判定が中度・軽度となっている。

６．策定経過

年月日	内容
令和７年 ７月24日（木）～８月12日（火）	手帳所持者アンケート調査の実施
令和７年 ８月４日（月）～８月18日（月）	ヒアリングシート調査の実施
令和７年 ８月22日（金）	保育・教育関係者グループインタビューの実施
令和７年 10月10日（金）	第１回策定委員会
令和７年 12月19日（金）	第２回策定委員会
令和８年 １月13日（火）	第３回策定委員会
令和８年 ２月２日（月）～２月16日（月）	パブリックコメントの実施

第2期築上町障がい者計画

発行年月：令和8年3月
編集・発行：築上町　保険福祉課　障がい者支援係
〒829-0392　福岡県築上郡築上町大字椎田 891 番地2
TEL：0930-56-0300（内線 164）　FAX：0930-56-0334